

こども青少年・教育委員会記録
【速報版】

令和7年9月17日開会

速報版

- この会議録は録音を文字起こした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものため、今後修正されることがあります。
- 正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣言

- 大岩真善和委員長 これより委員会を開会いたします。



◎ 請願審査

- 大岩真善和委員長 こども青少年局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

請願審査に入ります。初めに、請願第14号を議題に供します。

請願の要旨等については、書記に朗読させます。

- 大蘆議事課書記 請願第14号。件名は、学童保育における安全・安心な居場所の充実について。受理は、令和7年8月25日。請願者は、中区の横浜学童保育連絡協議会会长塚原さん。紹介議員は、大桑正貴議員、竹野内猛議員、山浦英太議員、いそべ尚哉議員、二井くみよ議員、みわ智恵美議員、関嵩史議員、太田正孝議員、井上さくら議員、輿石かつ子議員、荻原隆宏議員、大野トモイ議員でございます。

請願の要旨ですが、学童保育の質の向上を図り、子供たちが安全に安心して放課後を過ごすことができるよう、また、独り親・多子世帯等への利用料減免制度の創設により放課後児童クラブを必要とする子供がいつでも利用できるよう、国や県補助制度も最大限活用し学童保育の施策を充実されたいというものでございます。

- 大岩真善和委員長 ありがとうございます。

本件は、行政当局に対する要望に関する請願ですので、当局の見解を求めます。

- 福嶋こども青少年局長 こども青少年局でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

当局の見解を申し上げます。

質の向上を図ることで学童保育を充実することについてですが、本市では、留守家庭児童の居場所を放課後児童クラブと放課後キッズクラブとで確保しております。どちらも横浜の子供たちにとってかけがえのない事業と考えております。

放課後児童クラブに対しては、これまで基本補助額の増額や放課後児童支援員等の待遇改善、職員の人材育成研修、人材確保の支援をするとともに、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合に補助金を加算する制度を創設するなど、クラブが安定的な運営を計れるよう支援策を講じております。

また、保護者の経済的な負担を軽減するため、独り親世帯を含めた生活保護世帯や市民税所得割非課税世帯、就学援助制度対象世帯に対して、児童1人当たり月額最大2500円の減免を行っております。

利用料減免につきましては、国には制度がございませんが、県の補助制度も活用しまして本市が独自に実施することで、保護者の方の負担軽減を図っております。さらに、国に対しては、地域による人件費、賃借料等の格差を踏まえて、地域区分の新設による各種補助基準額の引上げや、利用料減免制度の創設について、引き続き要望してまいります。

放課後児童クラブは、保護者の皆様や地域の方々が主体的に運営に関わり、地域の実情に応じて運営されております。それぞれの放課後児童クラブが保護者や子供たちのニーズを受け、地域の協力を得ながら円滑に運営を行っていくよう、しっかりと支援を進めてまいりたいと考えております。

当局の見解は以上でございます。

- 大岩真善和委員長 それでは、各会派等の御意見を伺います。

- 渡邊忠則委員 説明ありがとうございました。

放課後の居場所の充実に向けて取り組むことは大変重要であると考えております。本市としても、年々事業は充実しており、経済的な負担を軽減するために、市独自で利用料の減免制度を設けるなど、様々な施策を行っていると承知していますが、一方、令和5年12月に公表された放課後の充実に向けた調査結果を見ますと、放課後児童クラブを利用している保護者の約半数が、利用料等の経済的負担を感じていると回答しています。また、特に独り親世帯や多子世帯では経済的な負担が大きいという話も聞いています。

放課後児童クラブは、保護者や地域の方が多々運営を担っていることから、今後も国や県の財源を活用し、質の向上を行い、よりよい居場所になるよう、引き続きクラブに寄り添った対応をお願いしたいと思います。

放課後の子供たちの安心・安全な居場所づくりというのは、我が会派といたしましても継続して提言してきたものではありますので、本請願については採択すべきと考えております。

- 福島直子委員 放課後児童クラブ、また放課後キッズクラブにつきましては、ともに重要な放課後施策と考えております。公明党は、保護者の皆様の経済負担軽減、また、こうした施設の質の向上は、子育て支援として不可欠と考えますので、本請願の採択に賛成をいたします。

- 藤崎浩太郎委員 我が会派としましても、放課後児童クラブの皆さんから毎回いろいろ御意見をいただきながら、安全な安心な居場所づくりということに御尽力いただいて、本当に重要な拠点だと考えております。様々な課題がある中で、本市としても支援を続けているところでございますが、一層の充実をしていただいて、子供の安全な居場所、そして保護者が安心して子育てしながら働く環境に取り組んでいただきたいと考えておりますので、採択ということでお願いします。

- 柏原すぐる委員 我が会派としましては、結論としては採択をお願いしたいと思います。

我が会派といたしましては、将来世代子供たちへの徹底投資ということを訴えておりまして、この放課後におきましても、やはり選択肢が持てるということが重要だと思います。多子世帯、あるいは経済的な負担、経済的に厳しい世帯は、なかなか学童を選択しづらいという状況があるというふうに承知しておりますので、この請願の趣旨に賛同するところであります。

- 古谷靖彦委員 日本共産党としても、この請願については強く採択を求めたいと思います。そこで、今、先ほど言われた局長の見解について伺うのですが、現状の保育料が本当に高いなと私から見ても思うのですが、多少今補助はしていますよということは言われたのですけれども、毎回の区ごとの議員懇談会などでも本当に厳しいと、学童を選べなくなってしまっているという状況であるというふうな声も聞かれます。

局長、この水準についてどういうふうな感覚を今持っていますか。

- 福嶋こども青少年局長 御案内のとおり、放課後児童クラブは民設民営で、留守家庭児童のための事業として、地域の実情に応じて、保護者の皆様方の協力、地域の協力を得ながらやっていただいているという状況です。各クラブが独自に料金を設定しているという状態。

一方で、放課後キッズクラブについても公設の民営ということで、全ての児童の遊び場の部分と生活の場としての役割を担っているということで、これまで過去にも答弁をさしあげたとおり、一概に比較することは難しいと思っています。

ただ一方で、今、古谷委員から御指摘があったとおり、7年の今年度の状況でいいますと、放課後児童ク

ラブ、平均月額1万8500円ぐらいで、放課後キッズクラブ、区分2のBになりますけれども、月額5000円ということで、確かに開きがあるのはおっしゃるとおりだと思います。

我々も、これまで費用負担の在り方ですか公費の負担の在り方といったところは、分析といいましょうか、しているところもありますし、クラブ側からの運営の厳しさというのも伺っています。

なかなか結論は出ませんが、今後も引き続きクラブの方からもお話を伺い、あるいは利用者の方からもいろいろなニーズを踏まえて、今後の在り方については考えていきたいと思っています。

- 古谷靖彦委員 何もやっていないと言うつもりはないのですけれども、様々工夫が毎年毎年されているのは承知はしているのですけれども、やっぱり今言わされたような、5000円対1万8000円という圧倒的な差、これに学童側は本当に苦しんでいるし、それは学童側の運営が悪いわけではなくて、どうしてもその金額でしか運営がやっていけないという状況になるということも承知されているのだろうと思います。

だから、今様々検討されていることも承知はしているのだけれども、そのスピードというのですか、あまりにもこの状況が続き過ぎていると思っていて、この横浜の状況自体は異常な状況だと私は捉えています、この学童の金額の問題については。ですから、ここはぜひ引き続き、私たちもアイデアを出していきたいし、ぜひ検討いただきたいと思います。

すみません、採択をお願いします。

- 井上さくら委員 私も、紹介議員にもなっておりまますし、採択していただきたいと思うが、その上で、今ありましたけれども、やっぱり今回も、毎年学童の充実に向けての請願出されていますけれども、今回特に独り親・多子世帯等への利用料減免制度創設をしてもらいたいと。本当にたくさん課題とか要望はある中でも、やはりここに今回重点を置いて要望されているということは、どういうふうな背景とかがあるとお考えでしょうか。

- 福嶋こども青少年局長 少子化という局面を迎えてる中で、子供を持ちたくても、やはり第2子、物価の高騰等も相まって、なかなか厳しい皆さん方の生活の事情があるのだろうと考えております。

我々としても、多子減免も含めてということになりますが、子育て家庭の皆様方にそういったゆとりを感じていただく、それも経済的な部分ももちろんそうですけれども、精神的な部分、時間的な部分ということも含めてですけれども、しっかり検討して考えていきたいと思います。

その中で多子減免といったところは、話は前に戻りますけれども、やはり、2人目が欲しい、3人目が欲しいと望む方々にとっては大事な部分だと思いますので、そこについては先ほど答弁させていただいた分とかぶってはきますけれども、引き続きしっかりと検討はしていきたいと思っています。

- 井上さくら委員 今の答弁にもあったように、物価高騰とかで本当に経済的な困窮というか、深まっていると思います。ここにもありますけれども、独り親の方、それから多子世帯もそうなのですけれども、比較的困難を抱えている方が、学童保育はより家庭的な雰囲気でお子さんを見てもらえるということで、そちらのほうにニーズとしてはあるという声をたくさん聞きます。

しかし、先ほどあったような、保育料の差がある、結局高いというか、現状では学童のほうが負担がどうしても大きいということによって、実際はニーズがあるのに学童を選択できないという方が相当数いらっしゃるんだと思うのです。こういうことについては、状況の把握はされていますでしょうか。

- 田口青少年部長 失礼しました。

学童クラブについては、大体利用料は下が1万円前後から上は3万円ということで、金額が開きもござい

ます。内容についても、例えば送迎があつたりですとか、夏休みに宿泊体験があつたりとか、かなり異なっていますので、利用料もありますけれども、保護者の皆さんもそれぞれ内容などを見ながらお考えになっていらっしゃるのかなと思っています。

そういう高いところが子供がすごく減っているのかとか、キッズのほうに流れているのかとか、エリア全体が減っているのかとか、全体を見ながら引き続き研究していきたいと思っています。

- 井上さくら委員 そこは研究という言葉で何だかはつきりしなかつたんだけれども、先ほど渡邊議員の発言でもありましたけれども、こども、みんなが主役！ よこはまわくわくプランが今年度からということで、そこに向けて行ったアンケートでも、明らかに学童の利用者の方たちは経済的負担の大きさというのを訴えていらっしゃいます。利用している方の中でも、やっぱり経済的負担が大きいと、これは当然だと思うのですね。

金額の差は内容によるというようなお話もありましたけれども、やっぱり最低限のところについては、公的な支援というのは、全額と言っているわけじゃないわけですから、特に独り親や多子世帯では経済的に困窮している現状がありますので、そこについては、学童を選びたい方が選べないということがないように、実体の把握と併せて、選択できますということをいつも横浜市はおっしゃっていて、先ほども、キッズも学童も両方大事ですとおっしゃっているわけだから、そうしたら、そこはここの、特に利用料金における格差、また経済的に厳しい世帯への支援というのは早急にしていただきたいと思います。

請願採択するようお願いします。

- 大岩真善和委員長 ありがとうございます。
他に御発言もないようですので、本件について、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 大岩真善和委員長 それでは、採決いたします。
本件については、採択すべきものとすることに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 大岩真善和委員長 御異議ないものと認め、請願第14号は採択すべきものと決定いたします。



次に、請願第15号を議題に供します。

請願の要旨等については、書記に朗読させます。

- 大蘆議事課書記 請願第15号、件名は、幼稚園・認定こども園における施設等利用費及び公定価格の適正化を求める意見書の提出方について。受理は令和7年8月29日、請願者は、神奈川区の公益社団法人横浜市幼稚園協会会长清水さん。紹介議員は、大桑正貴議員、安西英俊議員、山浦英太議員でございます。

請願の要旨ですが、次の事項の実現について、国の関係機関へ意見書を提出されたい。1、私学助成における施設等利用費の上限額について、平成22年以降の賃金及び物価の上昇分を反映し、毎年見直しを行うこと。2、施設型給付における公定価格について、これまでの人工費の高騰等に伴う見直しに加え、賃金及び物価の上昇分を十分に反映し、毎年見直しを行うことというものでございます。

- 大岩真善和委員長 ありがとうございます。
それでは各会派等の御意見を伺います。
- 渡邊忠則委員 全ての子供が伸び伸びと成長する環境を整えることは社会全体の責務でありますし、幼稚

園・認定こども園は、その建学の精神にのっとり広い園庭や豊かな自然環境の中で子供たちの成長を支えていると承知をしております。

当局の説明にもあったとおり、本市では幼稚園など保育・教育施設に対し、規模や状況に応じて様々な補助を行っていますが、とりわけ園の運営の基礎となる私学助成幼稚園の施設等利用費の上限が、令和元年から見直されておらず、また、公定価格においても時代に即した内容になっていないため、運営する現場は苦労しているという声を聞いております。

したがって、我が党としては、子供たちにとって良好な環境を維持し続けるために必要と考えるため、国に要望する本請願について、採択すべきと考えています。

- **福島直子委員** 私ども公明党といたしましても、こども・子育て施策の推進の一環として取り組んできておりますけれども、子供たちが毎日を安心して過ごせる環境をつくっていくこと、心を育んでいくことが重要だと思います。その大切な環境を提供してくださる幼稚園・認定こども園におきまして、この請願の文面にもございますとおり、この間の2010年以降だけを見ても、物価高、人件費の上昇、大変大きな変化があるわけでございますので、こうしたことを反映させ、保育・教育環境を守るために、施設利用費公定価格の増額について、国に対してぜひ要望していくことは適当と考えておりますので、この請願につきましては採択したいと思います。
- **藤崎浩太郎委員** ありがとうございました。請願項目2項目を出していただいて、本当に今いろいろと御意見がありましたけれども、物価高騰、人件費の上昇等々が進む中で、しっかりと国として必要な施策を講じていただくこと、特に、ここにあります施設利用費等の上限額、さらには公定価格について、しっかりと国で適切な措置、対応を取っていただくということは非常に重要だと考えております。
我が会派としましても採択でお願いします。
- **柏原すぐる委員** 我が会派といたしましても結論としては採択でお願いしたいと思います。
こちらは請願の理由・経緯等にも記載があるとおり、駅に近く保護者にとって便利な場所にある園だけではなく、駅から遠くて、広い園庭や豊かな自然環境の中で子供たちの成長を支える園もありますということで、近くでも、以前園庭だったところが住宅に変わったりとか、一度失われてしまえば、こうした子供たちを支える環境というのはなかなか取り戻すのが難しいと。非常に園の経営、あるいは承継も難しいという局面だと思いますので、物価高騰の最中、こうした変化に対応を国に求めるということは重要だと思いますので、採択ということでお願いいたします。
- **古谷靖彦委員** ありがとうございます。請願については採択をお願いしたいと思います。その上で当局に伺いたいと思いますが、私学助成の考え方の中に、なかなか人件費高騰分であったり物価上昇分であったりというのを見ていませんという状況について、これは国に対して何か市からはアプローチはあるのでしょうか？
- **渡辺保育・教育部長** 国に対しては、国への要望で、もともと施設等利用費が令和元年から見直されしていないことについては、本市としても課題として捉えておりまして、これまで公定価格の実態に即した改定を国に要望していましたけれども、施設等利用費につきましても、令和7年度から併せて国のほうに上げるようになっておりましたところでございます。
- **古谷靖彦委員** 国に対しては要望していますということなのですけれども、それだけ状況が苦境にあるということが分かられて、多分要望されているんだろうというように思いますので、局長、その上で、やっぱり本市としてはやるべきこと、やれることは何かないのだろうかということは、何か検討はないのでしょうか

か。

- 福嶋こども青少年局長 我々としましても、国への要望はもちろんですけれども、これまで乳幼児期の子供たちに与える影響というのはすごく大きいものでありますし、それを担っている幼稚園・認定こども園の運営がスムーズといいましょうか、子供たちにとってもそれがいいものになるようにということでは、我々しっかり現場の皆さん方を支援することが大事だと思っています。

その中で、運営費というところでの直接の支援という部分も、これまででも、県ですとか国の公定価格に加えてといったところでは市として行なっているところはあります。ただ、なかなかそれが十分にといったところがかなっていないのも事実かと思っています。

そういった限られた財源の中ではありますが、我々としましても、これまで待機児童対策というところもありますけれども、横浜市型の預かり保育事業ですとか、2歳児の受け入れ推進事業、あるいは幼稚園の施設改修への補助等、我々として、現場の皆さんといろいろ意見交換する中で、できる部分についてはこれまでもやってきたつもりであります。

ただ、繰り返しになりますが、十分でない部分もあるかと思いますので、今後につきましても引き続き意見交換等させていただきながら、いい方向に、子供たちの健やかな育ちのために手を携えてしっかりやつていきたいと思います。

- 古谷靖彦委員 ありがとうございます。市としても様々な子育て施策を進めるに当たっても、やっぱり一緒に協力してもらわなければ進められないものですから、そこは支援する側される側という話ではなくて、一緒に子供施策を前に進める立場だと思うのです。なので、そこは、今じゃ足りないと言われているわけで、出されているわけですから、さらなる支援をぜひお願いしたいと思います。採択をお願いします。

- 井上さくら委員 私も請願は採択を求めたいと思いますが、少しお聞きしたいのですけれども、横浜市は市立というか、公立の幼稚園が一つもないですね。ほかの自治体から来られて、どうして幼稚園、公立がないのって言われることもあるんですね。その辺の位置づけとか、それともう一つは、同時に、公立はないのだけれども、幼稚園が果たしている、今、やはり多様な形での子育ての支援、いろんな選択肢があるということは重要だと思うので、その辺りはどのように考えているかお聞きしたいです。

- 福嶋こども青少年局長 これまで横浜市は他都市に比べて幼児教育といいますか、建学の精神に基づいて私学という中での幼稚園の皆様方により運営されてきたという歴史があります。その中で、それぞれ建学の精神に基づいてということは今の現代にも引き継がれている部分がありますし、それがこの横浜市の子供たちの育ちですか学びにつながっていると理解をしています。

そういう意味では市立、公立というものを、ない中でといいましょうか、つくるというよりも、私学が先んじて幼児教育を担ってきていただいて今に至るというふうな認識でいます。

- 井上さくら委員 それはそれとして意味のあることだと思いますし、その調子でいくということだと思うのですか、同時に、今、働き方が多様化し、それから子供たちの選択の上でもやっぱり多様な選択肢が必要だということがあって、決して公立は保育園だけよと、そういう役割分担みたいなところを線引きをする必要があるのかなという意見もあると思います。

そういう中で、今私学でやつていらっしゃる方たちから、やはりこれは基本的には国に対する要望ではありますけれども、大変令和元年度から価格の見直しがされていない問題とか、そういう私学だけの今の仕組

みの中では経営が難しいという中にあって、横浜市としてそこを支えるというか、支援する必要性というのはより増しているんじゃないかなと思いますけれども、そこはどういうふうにお考えですか。

- 福嶋こども青少年局長 委員御指摘のとおり、そのとおりだと思っています。我々としては、お子様あるいは保護者のニーズで、例えば今共働きの御家庭が増えていますけれども、働きながらでも幼稚園に通いたいという御家庭のニーズも多くあります。そういった方々にも、幼稚園の、私学といいましょうか、建学の精神に基づいてといったところを通っていただけるように、先ほども少し御紹介しましたけれども、横浜市型の預かり保育という制度に御協力いただく中で、そういうものを実現していくところもありますし、その中でも運営費については、預かり保育をやっていただく中でも、できるだけ物価高騰などにどこまで反映できているかというのはありますが、見直しなどは逐次、先ほども申し上げましたが、現場の方々と定期的に意見交換等させていただく中で、改善はてきていているところです。

今後に向けてということでもありますけれども、お子様が今後少子化を迎えていく中で、幼稚園・認定こども園の皆様方がいかに安定的に安心して運営をしていくのかというの、我々にとっても大きなテーマになっております。これも委員の御指摘があったとおり、幼稚園・認定こども園、これまで子供たちの育ちを支えてきていただいた横浜市の財産ですので、それを守れるように、我々としてもしっかりと取組は進めたいと思っています。

- 井上さくら委員 ぜひ、市の取組も強めていただきたいし、またそういう姿勢を議会としても示していくというか、幼稚園を支えていくという姿勢を示すためにも、請願採択をお願いしたいと思います。

- 大岩真善和委員長 ありがとうございます。
他に御発言もないようですので、本件について採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 大岩真善和委員長 それでは、採決いたします。本件については、採択すべきものとすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 大岩真善和委員長 御異議ないものと認め、請願第15号は、採択すべきものと決定いたします。

それでは、意見書の案文についてですが、正副委員長で協議し、事前に作成したものがございますので、書記から配付の上、朗読させます。

- 大蘆議事課書記 幼稚園・認定こども園における施設等利用費及び公定価格の適正化を求める意見書案。

こどもは社会の宝であり、未来を担うのは今を生きるこどもたちである。

令和5年に施行されたこども基本法の下、国を挙げて、こどもまんなか社会を目指して様々な取組が行われている。その重要な役割の一つを担っているのが乳幼児期の教育・保育である。乳幼児期からの健やかな育ちを保障することは将来のウェルビーイングにつながるものであり、そのためにも、質の高い教育・保育が、教育・保育に関わる全ての施設で求められている。

本市においては、令和6年、議員提案により横浜市こども・子育て基本条例を制定した。この条例はこども基本法の精神にのっとり、こども及び子育て世代に選ばれる、こどもと子育てに優しい都市横浜の実現に寄与することを目的とするものである。

一方、幼稚園・認定こども園は乳幼児期の教育・保育を担う重要な施設であるにもかかわらず、私学助成幼稚園に通う保護者の経済的負担を軽減する施設等利用費については、平成22年の全国保育料平均額を基に

算出された25700円から見直しがなされていない。また、施設型給付における公定価格についても、人件費の高騰等に伴い見直しが行われているものの、物価高騰や施設維持管理費の上昇に追いついていない実情がある。

幼稚園・認定こども園は単なる預かりの場ではなく、広い園庭や豊かな自然環境の中でこどもたちの成長を支えている。施設等利用費が据え置かれ、公定価格に物価高騰分が十分反映されていないことにより、施設維持や園庭をはじめとする教育・保育環境の整備に必要な投資が難しくなり、生涯にわたる人格形成の基礎を築く大切な時期である乳幼児期のこどもたちにとって、良好な環境を維持し続けることが困難になっている。こどもたちが毎日を安心して過ごせる環境づくり、心を育む教育・保育環境を守ることが、今こそ必要である。

よって、国におかれでは、こどもにとって良い環境を維持するためにも、地方の教育・保育の実情を十分に認識され、次の措置を実施されるよう強く要望する。

1、私学助成における施設等利用費の上限額について、平成22年以降の賃金及び物価の上昇分を反映し、毎年見直しを行うこと。

2、施設型給付における公定価格について、これまでの入件費の高騰等に伴う見直しに加えて、賃金及び物価の上昇分を十分に反映し、毎年見直しを行うこと。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、議決年月日付議長名をもちまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣こども政策担当でございます。

○ 大岩真善和委員長 ありがとうございます。

ただいまの案文につきまして、何か御意見はございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 大岩真善和委員長 特に御発言もないようですので、お諮りいたします。意見書については、案文のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 大岩真善和委員長 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本件につきましては、委員会提出議案として、委員長名をもって議長宛てに提出させていただきます。

なお、字句の整理及び提出方法などにつきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 大岩真善和委員長 御異議ないものと認め、さよう取り扱わせていただきます。



◎ 児童相談所一時保護所職員による入所中の児童に対する盗撮事件について

○ 大岩真善和委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、児童相談所一時保護所職員による入所中の児童に対する盗撮事件についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。福嶋局長。

○ 福嶋こども青少年局長 このたび、私ども児童相談所の一時保護所の職員が、一時保護中の児童の臀部を盗撮するという事件が発生しました。児童の心を深く傷つけてしまい、児童御本人と保護者の方に深くおわ

び申し上げたいと思います。

また、市民の皆様方の信頼を裏切ることになりましたことを重ねておわびを申し上げます。

まずは、児童の心のケアを最優先に考えて、我々として動いていきたいと思いますし、あわせて、同じようなことを二度と起こさないよう、私の責任の下で再発防止策の取組を早急にまとめまして、局職員一丸となって実行してまいります。

このたびは誠に申し訳ございませんでした。

それでは、着座にて概要等について御説明を申し上げたいと思います。お手元にパワーポイントにまとめた資料を配付しております。2ページを御覧ください。

1、事件の概要について御説明いたします。

本市の児童相談所一時保護所におきまして、こども青少年局の会計年度任用職員である夜間指導員の20代男性職員が、一時保護中の児童の臀部を盗撮する事件が発生いたしました。令和7年6月に被害児童である10代の男児本人から加害職員とは別の職員へ相談があり、事件が発覚いたしました。

当該児童相談所から警察へ通報の上、加害職員に聴き取りしたところ、同月に就寝中の被害児童の臀部をスマートフォンで撮影したことを認めました。

その後、警察による事情聴取などの捜査を経まして、加害職員は性的姿態撮影処罰法違反、不同意わいせつ、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の罪名で検察官送致されました。

3ページを御覧ください。

2、事件に関する主な対応経過ですが、令和7年6月に事件が発生し、事件から4日後、被害児童から加害職員とは別の職員に対し、加害職員が宿直勤務のときに被害児童の居室に入り臀部を撮影され、怖い思いをしたと開示がありました。

事件から5日後、児童相談所から警察へ被措置児童等虐待の疑いについて通報を行いました。

事件から11日後、被害児童からの聞き取りを司法面接として実施いたしました。

事件から13日後、加害職員出勤時に警察から加害職員へ事情聴取の結果、加害職員から、夜間に被害児童の写真を撮ったと開示がありました。

事件から14日後、本市から加害職員への聴き取りを行いました。

6月下旬から7月の上旬に、本市から当該一時保護所に入所中の男子ブロック児童への聴き取りを行いました。

7月9日から11日に、本市から当該一時保護所男子ブロック勤務職員への聴き取りを行いました。

7月25日、本市から2回目の加害職員への聴き取りを行っております。

8月28日には記者発表を行い、9月中に児童相談所全職員への緊急コンプライアンスチェック及び本市から当該一時保護所を退所した男子ブロック児童への聴き取りを実施、完了する予定です。

4ページを御覧ください。

3、再発防止に関する主な対応経過について御説明します。

本件の重大性を鑑み、部長級・課長級の職員で構成する再発防止策内部検討委員会を設置し、課題の整理等を行った上で、現在、児童福祉や心理学の学識経験者、医師、弁護士等の外部有識者で構成される児童福祉審議会児童部会を第三者委員会として位置づけ、御意見を伺いながら再発防止策の検討を進めています。

開催状況ですが、7月2日に第1回再発防止策内部検討委員会を、7月24日に第1回児童福祉審議会児童

部会を開催し、事件の概要を説明し、御意見をいただきました。

8月14日、8月28日にそれぞれ第2回の会議を開催し、再発防止策について検討を行っております。

なお、参考としまして、令和7年7月11日付通知で、一時保護所内でのスマートフォン等の使用について、児童が生活する場所には持ち込まないことを、ルールとして改めて職員へ周知徹底しております。

次の5ページには参考としまして横浜市児童福祉審議会児童部会の委員名簿を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

続いて6ページを御覧ください。

4、一時保護所におけるこれまでの取組及び振り返りについて御説明します。

(1) 加害行為を起こさない仕組みと体制づくりに関するこれまでの取組ですが、①私用スマホの持ち込みや使用禁止について口頭で各職員に伝えています。②防犯カメラを新設の一時保護所の共用部分に設置しております。③令和5年度から4所の児童相談所で、一時保護所の係長を2名体制に強化し、令和6年度に横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例を制定し、これまで以上に子供の意見や意向を尊重した取組を進めております。

続いて、これら取組に対する振り返りとしまして、①夜間巡回時や児童の居室に入る際のルールが特になく、私用スマホの持ち込み禁止についても明文化しておらず、夜間指導員を含む全ての職員に確実に伝わっていませんでした。また、加害職員は私用スマホの持ち込み禁止ルールを認識しておりませんでした。

②防犯カメラ設置により、事件発生の抑止力となることが期待できますが、全ての一時保護所には設置していません。

③一時保護所において、夜間は正規職員及び夜間指導員計2名のみの体制であるため、相互の職員の詳しい動きを把握しづらい状況にあります。

7ページを御覧ください。

(2) 夜間指導員の採用、育成指導に関するこれまでの取組ですが、①夜間指導員は、週1～2回の勤務で、採用に当たり資格や経験等を求めていません。その多くは学生が担っています。採用に当たり、履歴書・作文による書類選考及び複数の面接官による面接を実施しています。

②夜間指導員の採用後の勤務初日に30分程度の研修を行い、以降はOJTを実施しています。

③全職員に対し、人権チェックシート及びコンプライアンスチェックシートの配布により、児童への体罰・セクハラ・パワハラ、児童との私的なやり取りの有無等について確認しています。

④一時保護所運営マニュアルは4所の児童相談所統一のものを利用していますが、夜間指導員向けのマニュアルは各所で独自に作成して研修及びOJTを実施しています。

⑤職員向け研修やマニュアル内では、同性介助の原則の徹底を図っていました。

8ページを御覧ください。

続いて、これらの取組に対する振り返りですが、①夜間の勤務であることや職務の性格から、常時欠員が発生しております。また、応募者は必ずしも児童福祉について十分理解があるとは限らないのが現状です。

②正規職員や日中勤務の会計年度任用職員には、子供との距離感や施設内虐待防止、権利擁護などの研修を実施していましたが、勤務時間帯や勤務日数が限られている夜間指導員には実施しておりませんでした。

③児童とのSNS利用や私的な連絡等の禁止等については、コンプライアンスチェックシート等の確認項目としていましたが、私用スマホの持ち込みや撮影の禁止については確認項目としていませんでした。加害

職員は、自分には関係ないという認識で、自分事として捉えていませんでした。

④夜間指導員向けの4所の一時保護所統一のマニュアルがなく、伝える内容が各所で異なっていました。正規職員と夜間指導員の組合せは固定されていなかったため、正規職員からの指導に差がありました。また、夜間指導員の業務の理解度を確認する仕組みがありませんでした。

⑤同性同士の関わり方の留意点について、明文化していました。

9ページを御覧ください。

(3) 子供が相談しやすい環境づくりに関するこれまでの取組ですが、意見箱、児童福祉司や児童心理司による定期的な面談、アドボケイトへの相談、第三者委員への相談、一時保護所退所時アンケート、一時保護所外部評価委員会など、子供の意見表明に関する取組を実施してきました。

それらの振り返りとしまして、様々な相談窓口について入所時に子供に説明していますが、分かりにくく十分に理解できていない子供もいます。また、入所の背景等により自ら発信することが困難な子供もいます。こうした前提を踏まえ、さらに子供が相談しやすい工夫が必要です。

子供の意見表明に関する様々な取組がありますが、本事件発生から被害児童の開示までに4日かかりました。この間、担当児童福祉司等による面接が2回ありましたが、被害児童からの開示はありませんでした。

10ページを御覧ください。

5、再発防止に向けた今後の取組の方向性案について御説明します。

(1) 加害行為を起こさない仕組みと体制づくりとしまして、児童居室内への私用スマホの持ち込み禁止について明文化しました。また、廊下など共用部分への防犯カメラの設置を推進するとともに、一時保護所の勤務体制の在り方について検討を行ってまいります。

続いて(2)夜間指導員の採用、育成指導することとして、募集要項や採用条件に、本市の姿勢として、児童福祉に反するような事案を起こしたことがない、今後も起こさない旨を明確化します。また、夜間指導員への研修時間を確保するとともに、全職員に対し自分事として捉えられるように、不適切行為の具体例や処分事例を盛り込んだ研修を定期的に実施いたします。

夜間指導員マニュアルの共通化を進めるとともに、子供との距離感、子供の特性や傷つきに関する内容など、夜間指導員の業務理解度をチェックリスト化し、責任職が夜間指導員の業務理解の到達度を確認します。また、同性同士の性加害が起こり得ることを前提としたマニュアルの改訂を行います。

(3) 子供が相談しやすい環境づくりとして、子供が相談する際の方法や窓口について入所のしおりに掲載するとともに一時保護所内に分かりやすく掲示いたします。あわせて、子供の意見を受け止める職員のスキルの向上を図ります。

12ページを御覧ください。

最後に、6、今後の予定についてですが、10月上旬の第3回再発防止策内部検討委員会を経て、10月23日に第3回の児童福祉審議会児童部会を開催し、再発防止策に係る答申をいただく予定です。

12月には再発防止検討報告書を取りまとめ、令和7年第4回市会定例会において同報告書の御報告、公表を行う予定です。

次の13ページには、参考としまして7月8月に開催しました児童部会における主な意見をまとめておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

御報告は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 大岩真善和委員長 ありがとうございます。
報告が終わりましたので質疑に入ります。
- 渡邊忠則委員 今回、子供のセーフティーネットである一時保護所において、子供を守るはずの職員がその信頼を裏切るような行為をするという、あってはならないことが起きてしまい、非常に残念な気持ちであります。被害児童のケアを第一に考えながら、信頼回復に向けて再発防止策を早急に実行していただきたいと思います。
- 資料で再発防止に向けた今後の取組の方向性として3点示されていますが、私は特に加害行為を起こさない仕組みをつくることが重要であると考えています。その中で、今回の事件で盗撮に使用されたスマホについては、管理方法を具体的に決めておく必要があります。
- そこで、スマホの持ち込み禁止について明文化したことですけれども、具体的にはどのように対応したのかお伺いします。
- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 7月11日の通知で、児童が生活する場所にはスマホを持ち込まないということをルール化しまして、具体的には、各一時保護所が、全職員が勤務時に確認する引継書の冒頭に注意事項を記載して引継ぎの都度確認するとか、職員室の出入口に注意事項として掲示をしたりということをしています。
- また、保護所の状況によってなのですが、職員室にスマホロッカーを設置したり、来所職員用のロッカーの設置等についても進めています。設置できるスペースを確保できるかどうかというところが、所によって課題がありますので、引き続き対応を進めているところです。
- 渡邊忠則委員 今回事件を起こした職員は、週に1日、2日程度の夜勤の勤務とのことで、十分な研修を行なうには時間的に厳しい状況であったのかなと思います。そこで、夜間指導員への研修時間の確保は具体的にどのようにしていくのか伺います。
- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 おっしゃっていただいたように、夜間指導員は勤務時間中の研修実施が難しい状況がございますので、採用時の研修とか定期的な研修については、勤務時間とは別に実施することをあらかじめ雇用条件に盛り込んでいくということを検討しております。
- 渡邊忠則委員 児童が被害を受けてからそのことを開示するまでに4日かかったとのことですけれども、心に傷を受けた子供に寄り添って、気持ちを受け止めるためには、専門的なスキルが必要と考えますが、そこで、子供の意見を受け止めるスキルの向上のためにどのような取組をしていくのか伺います。
- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 技能の向上のためには、子供が安心して話せるための効果的な面接技術を習得するための研修を行っていきたいと思います。
- 具体的には、安心して話す工夫として、環境設定、それから聞き手の姿勢、公的な関係を築く導入方法など、また、ペース合わせのためのうなずきや相づち、繰り返しなど、これは外部講師を招くなどして行っていきたいと考えております。
- 渡邊（？）：○ 渡邊忠則委員 今回の事件の影響は児童相談所だけにとどまるものではないと思います。そこで、こども青少年局では児童相談所の他にも子供に関わる様々な事業を所管していると思いますけれども、局長としてどのように取り組んでいくつもりなのかお伺いします。
- 福嶋こども青少年局長 今、委員御指摘のとおり、児童相談所をはじめ保育所・幼稚園、それから放課後キッズクラブ・児童クラブ、それから障害児の入所施設・通所施設、様々子供が関わる施設を我々所管とし

て抱えております。子供が関わる全ての部署、施設、事業において、今回の事件のてんまつといいましょうか、教訓にしていく必要があると考えています。

今後、しっかりと検証とか再発防止というのを組んでいきますけれども、それを局内あるいは局を超えて児童が関わる、子供が関わる部署で全庁的に共有する中で、もちろん各事業ごとに特性がありますので、その特性を踏まえてということになりますが、いずれにしても、先ほども申し述べましたが、二度と同じことを起こさないという気概を持って、しっかりと全庁挙げて取り組んでいきたいと思います。

- 渡邊忠則委員 改めて本市行政への信頼回復に向けて、こども青少年局はもちろんすけれども、他局も含めて、子供たちの安全・安心を守る立場から、副市長の再発防止に向けた決意を伺って、私の質問を終わります。

- 佐藤副市長 まず、今回起きましたこの事案についてですけれども、入所児童の安全と安心を守るということを第一の使命としているこの一時保護所で、職員による盗撮という許し難い行為が起きたということに関しては、これは児童相談所の業務並びに横浜市政全体への市民の信頼を損なう重大な不祥事というふうに認識しております。改めまして、被害を受けましたお子様、保護者の方、そして市民の皆様に深くおわび申し上げたいと思っております。

今、渡邊委員のほうから、こうした事案がこども青少年局のみならずほかの部署でも起きているということに関しましては、非常に強い危機感を持っているというのが正直な感想です。これまでにも不祥事に向けた取組ということでは都度検討し、行っておりますけれども、その取組が十分に機能していないというような、そういう面があるのではないかということは感じております。やはりこれまで以上に、研修も含めて職員の意識、これは徹底的に高めていかなければならないということ、さらには、先ほど委員からもお話がありましたけれども、仕組み、その部分をきちんと上書きいかなければならない。さらに、つくり上げたその仕組みを確実に機能させていかなければいけない、そういう観点から、スピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

市政への一日も早い信頼の回復に向けて、こども青少年局、また私自身も全力を尽くしてまいりたいと思っております。

- 古谷靖彦委員 私からも伺います。この事案を受けて様々資料を頂きました。一時保護所のしおりが手元にあるのですが、その中には、一時保護所は子供たちが安心して生活できるところである。怖い思いや嫌な思いをせずに暮らすことができる。こういうふうに書かれており、非常に重い、本当に残念なことが起きたと思いますし、本当に言葉に=次ぎ難い=思いがします。

その中で伺っていますが、3ページの経過があります。経過についてですが、事件が発生してから4日後に別の職員に開示するまで、このことが分からなかったということだと思います。これは誰も気づけなかつたんでしょうか。お願いします。

- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 その後、当該の養護施設の職員に聞き取りを行いましたが、その4日内では、他の職員は誰も気づませんでした。

- 古谷靖彦委員 本当に4日間どんな思いで過ごしたんだろうかということを考えると胸が痛くなるし、そういう場所でどんな思いでいたんだろうかとすごく思います。

この事件が発覚してから、当該児相だけではなくて、入所児童にはどんな説明をされたんでしょうか。

- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 当該の一時保護所につきましては、その男子プロッ

クの児童に対しては、ヒアリングを行っております。それ以外の一時保護所の児童につきましては、事件発覚後には段階の説明はしておりませんで、今回事件公表後に個別の事情で先方から問合せがあった場合とか、そういうところで説明をしております。

- 古谷靖彦委員 そうすると、つまり、子供たちには一切説明していないということでおろしいですか。
- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 一時保護中の子供全体には説明をしておりません。
- 古谷靖彦委員 それで本当にいいのかと思いますし、そのことを当然ですけれども気づいた人だっているかもしれません。全く説明しないということでいいのですか、局長。
- 福嶋こども青少年局長 今、順次子供たちに対して、そういう怖い思いをしたことがないかという、ヒアリングといいましょうか、とかも行っています。先ほど深海のほうからも御答弁さしあげましたけれども、どの範囲で、どこまでどういう伝え方をするのかというのは、当たり前ですけれども児童相談所にはそれぞれ家庭の事情、御本人の事情を抱えた子供たちが入所して、我々は保護していますので、伝え方というのはしっかり考える必要はあるかと思いますが、今回起きた事件について、我々として、大人として、子供たちにどう伝えていくかというのはしっかり考えなければいけないかと思います。
- 古谷靖彦委員 一時保護所ですから、出していくお子さんだっていらっしゃるわけですから、その中でそういうことが起きたということが、後で分かったり、あるいは自分には何も説明がなかったなと思われることであるとか、それも一刻も早くやっていただきたいと思います。その上で、今回起きた事案ですが、夜間帯の時間帯で行われています。夜間帯の見回りのことですが、言ってみれば無資格の学生の夜間指導員で行われていたということですが、これはなぜでしょうか。
- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 夜間指導員というのは、もともと福祉系の大学の方とか、児童福祉に関心のある方を、学生さんを採用して、そこで児童相談所の現場を見ていただいて、行く行くは児童福祉に携わっていただくためにということでできた制度で、横浜市だけではなくて、夜間指導員さんという形でやっている児童相談所が全国にもたくさんある状況です。

一応国の基準では、夜間の職員配置というのを、国の基準と、あと本市の条例で昨年度定めているのすれども、ブロックごとに1人以上、保護所全体で2人以上職員を置くという形になっています。今横浜市の保護所では、ブロックで職員さんと、夜間にについては職員と夜間指導員と2人組んで、夜間の巡回については夜間指導員さんに主にやっていただいているという状況になっています。

- 古谷靖彦委員 そうすると、そういう実際の見回りというのですか、夜間というのは2人いるのですかね、基本は。2人いる中で、実際の子供たちを見る見回り作業というか、業務というのは、学生さんが行われたということでおいいのですか。
- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 実際の夜間指導員の主な役割というのは、夕方の時間に子供と遊んでいただくことと、夜間の巡回というのは、お子さんが寝てから、寝ている間に例えば異常がないかということを見せていただくというのが役割になっています。その業務をやっていただいているという状況です。
- 古谷靖彦委員 一時保護所という非常に特殊な環境、状況の中に置かれた保護すべきお子さんが、夜間帯で、そこで1人部屋なのか相部屋なのか分かりませんが、そういう状況の中で見回るという仕事がそんなに軽いものなのかなというのは、ちょっとこのとき私は感じたのですけれども、いかがですか。
- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 我々も軽い仕事だとは思っていないのですけれど

も、現状としては夜間指導員の方に見回りをしていただく。異常があれば職員も一緒に対応するというような状況になっています。

- 古谷靖彦委員 先ほどの記述の中で、夜間帯も常時欠員が生じていると書かれていました。職員抜きで、学生さんだけで対応するということはあるのでしょうか。
- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 学生のみでの対応はありません。
- 古谷靖彦委員 ありがとうございます。そうすると、常時欠員が生じているというのは、職員だけで1人で勤務するパターンが多いということでいいのですか。
- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 夜間指導員さんの欠員が生じている場合は、そこを会計年度任用職員がローテーションを組み直してその穴を埋めるというような状況になっております。
- 古谷靖彦委員 そうすると、相当職員さんにとっては無理な体制で、今児相の一時保護所というのはあるんじゃないかなということを想像します。一時保護所の勤務体制そのものが相当厳しいのではないかと。今、欠員の状況を伺います。
- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 一時保護所の配置の人数なのですけれども、今児童指導員と保育士と会計年度任用職員合わせて、実際に配置されている人数が191人という状況になっていまして、必要数が217名なので、必要の差ということでは26名足りないという状況になっています。会計年度任用職員さんがなかなかやはり採用ができていないという状況はございます。
- 古谷靖彦委員 本当に足りていない、常時足りていない状況の中で夜、間帯もまた厳しい状況にあるという、これについては何が原因で、どうすればいいのか、お願いします。
- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 原因、なかなか難しいところはあると思います。採用困難職種の方が多いということ、夜間指導員さんについては資格は問っていないのですけれども、やはり夜間のお仕事ということで、なかなか今若い方が減っている中で、採用が厳しくなっているところはございます。

我々も、資格が必要な職種については、様々な形で採用確保に向けて、今国で児童相談所を見学していくだくというような機会も設けておりまして、それに手を挙げたりとか、そういうこともやっております。

学生さんについては、やはり福祉系の大学との関係を強めていくということも今後検討はさらに進めていかないといけないと思っております。

- 古谷靖彦委員 保育士などの採用は、派遣を使っているということも聞きました。人件費が厳しいと言われている中で、使わざるを得ない、非常に高い人件費になる派遣を使わざるを得ない状況、それはやっぱり、どうやってこの状態化している欠員の状況を改善するのかというのは、もう一步深く手を打たないと、もうこれ無理なんじゃないかと思います。局長、いかがですか。
- 福嶋こども青少年局長 御指摘のとおりだと思います。今後に向けてということでは、今部長のほうからも答弁さしあげたように、いろんな手を打ついかなきやいけないと思いますが、一時保護所については、夜勤ということもちろんそうですけれども、入所定員の超過等もありまして、本当に職員には厳しい勤務体制をしいいているところはあるかなというふうには思っております。

その中でも子供達のためにということで職員たちは頑張ってくれているわけですけれども、それにもきちんと我々として報いなきやいけないなと思っていますので、引き続き人材確保に向けて、我々局としてももちろん頑張りますし、例えば保育士、正規職員で言えば、人事委員会ですとか人事部局とも連携して、人材

確保に努めていきたいと思います。

- 古谷靖彦委員 ここは、これだけのことが起こったわけですから、ちゃんと充足されてしかるべきだと思いますので、それはぜひ速やかにお願いしたいと思います。

この夜間指導員についてですが、研修がほぼ行われていないということで、夜間指導マニュアルを頂きましたけれども、これを見ていると、様々書かれています。現状でも。改変しない前でも、良識ある大人の立ち居振る舞いを心がけるんだとか、様々書かれています。夜間指導員の機能の＝現下＝を知るんだとか、非常に突っ込んで書かれているなと思います。

マニュアルに多少足したからといって、これで改善するのかというのは非常に疑問です。研修がほぼ行われていないということについての問題意識は現場にはなかったんでしょうか。

- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 夜間指導員の雇用につきましては、会計年度任用職員ではありますが、年度当初だけということではなくて、1年を通じて様々な時期に雇用しているというような実態があります。一人一人雇用していく中で、最初の勤務日に、一時保護所の基本理念だとか夜間指導員の業務内容の説明といいますか、まず研修を30分程度初日に行い、あとはOJTで業務を覚えていただくというスタイルとなっていましたので、委員御指摘のとおり夜間指導員に対するそういういった研修というのは非常に不十分だったと認識しております。

- 古谷靖彦委員 ここは、そのことを気づけなかったこと自体も問題だなと思います。当該の夜間指導員の行動についてですが、見回り後に報告などがされると思います。

その際には異常がなかったのか、あるいは日誌などには何も記載がなかったのでしょうか。

- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 まず、日誌などには記載はございませんし、何か異常があったという報告は受けておりません。

- 古谷靖彦委員 そこも悪意を感じます。これまで様々取組はされていたんだと、確かに取組はされていたんだろうと思います。マニュアル等を見ても分かりますが、実際それができているのかできていないのかという点検をどこかでしたことがあるのでしょうか。スマホの持ち込みの問題、あと、体制の問題もそうですね。一時保護所の係長の任命体制というのも現実できているかどうか併せて伺います。

- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 一時保護所の係長任命体制は、もう配置はできております。ただ、スマホの持ち込みは明文化できていなかったというところがございます。あと、例えば様々これまでの事件を振り返って取組を進めた中で、それがきちんと続けてできているかというところの確認はできていなかったというところです。

- 古谷靖彦委員 今後様々な取組を検討されて提案されると思うのですけれども、その際にどうやってそれが本当にやられているのかという点検というのか確認というのか、そういうことのサイクルもないし、これはつくっただけの対策になってしまふし、携帯持ち込みも、口頭ではずっと言っていたんだという、そんな話ですから、それを文面に加えたからといって、それができるかどうかというのは分かりませんので、ぜひ点検のサイクルを回していただくということが大事だと思います。

最後に、子供が相談しやすい環境だったのかということを伺います。

4日間開示できなかったということは本当に深く受け止めていただきたいと思います。開示まで4日かかるって、担当児童福祉士の面接が2回あったということで、被害児童からは開示はそのときにはなかったということ、何のために面接をしているのかと思います。

これは子供が相談しやすい環境づくりという点でどういう評価を今されていますでしょうか。

- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 我々としても子供さんに対して、例えば制度としては第三者委員であったりとか、あとアドボカシー事業といって、弁護士さんに相談できる制度などを取り入れているのですけれども、必ずしもそれがお子さんにとって分かりやすくはなかったのではないかということは、反省として受け止めております。

あと、先ほども話が出ましたが、やはり面接の際にお子さんからそういう話が出なかつたというのは、なかなか言えなかつたのではないかということで、やはりそういう、お子さんが言いやすいというような状況をつくっていくということを考えていかないとということは考えております。

- 古谷靖彦委員 そこも本当に重く受け止めないといけないところだろうと思います。

あと、一時保護所のしおりの中に意見箱というのがあります。一時保護所で生活している中で困ったことや相談したいこと、ほかの子供や職員に知られずに直接係長にお手紙を書くことができますと書いてあります。紙は、でも職員から受け取っているということが書かれています。これは安心して意見が出来る環境だと言えるでしょうか。

- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 そこは委員御指摘のとおり、係長に直接出せといいながら職員が渡すというのは作法としてちょっと違うと感じております。

- 古谷靖彦委員 意見箱はどのくらい入っている実績があるのですか。

- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 意見箱の実績ですが、令和6年度に関しまして、年間で、4つの児童相談所で合計して369件の意見をいただいております。

- 古谷靖彦委員 これは決して多くないと思いますし、出せていないのじゃないかとやっぱり思います。そうすると、やっぱり本当に守られるべき、安心していいんだよと言われる環境であるべき児童相談所の一時保護所が、子供の意見を出せない場になつていやしないかということは、本当に総点検する必要があると思うのです、様々な環境も含めて。今児童相談所そのものも厳しい体制の中で、一時保護所も厳しい体制の中でやられているのも承知していますし、そのこと自体は速やかに改善するべきだし、やるべきなのですけれども、やっぱり今横浜市がやるべきことは、子供たちの環境にとってどうだったのか、今の状況は、ということを全て点検するということが必要だと思います。

- 大岩真善和委員長 ありがとうございます。

- 藤崎浩太郎委員 各委員からもありましたけれども、本当に全くの最低ですよね。皆さんよく御理解いただいているんだと思いますけれども、場合によっては虐待で一時保護を受けたりとか、その中に性被害も含まれて一時保護をされたりとか、そういった子供たちもいるわけですね。今回の児童がそうだったかは、そこまで書かれていないですけれども。ただでさえ居場所を失って一時保護をされた子供たちが、その一時保護先で加害に遭うわけですから、本当に厳しい問題ですね。子供の気持ちを考えると胸が痛いというのは、本当に私もそう思います。

今回改めてですけれども、まず局長に、被害児童の気持ちを局長も考えたんじゃないかなと思います。自分がもし那个被害にあつたらどんな気持ちだったろうかと、青少年局が長いですからね、局長も。たくさんの事業に関わってこられて、こういった児童生徒を守っていく、子供たちを守っていくことに尽力されてきたと思いますから、局長もつらいお気持ちだったんじゃないかなと思いますが、改めて局長、この子供の気持ちをどういうふうに捉えたか、お考えを伺わせてください。

○ 福嶋こども青少年局長 子供から開示があったときに、すごく怖い思いをしたということがあったと思います。私一度だけそのお子様に、おわびのためにお会いしたのですけれども、そのときは、やはり市役所の人だということで、初めて会った大人ということで、細かいところまでは当然語ってはくれませんでした。終始緊張した面持ちでそのお子様はいらっしゃいました。ただ、保護者の方と話したりする中で、あるいはそれは私の部分の想像も入ったお話にはなりますけれども、児童相談所、今藤崎委員がおっしゃったように、子供を守るそれこそ最後のとりでの職員が、まさかそんなことをするはずがない、それは子供自身もそう思っていたと思います。そうした中でそういうことが起きたということは、子供は恐らく混乱したんだと思います。怖かったという言葉一言では言えないことがあつたんだろうと思います。

失礼しました。

本当に深く傷ついていると思いますし、今後我々として被害児童本人に対するケアを、先ほど冒頭のときにも申し上げましたが最優先でやっていく必要があると考えています。

○ 藤崎浩太郎委員 ありがとうございました。なかなか答えづらいことを聞いたかなと思いながら、御答弁いただきありがとうございました。本当に子供、相当つらい思いを、今回に限らず、もともと保護される段階で相当つらい思いをしながら保護されてたり、それでも親と一緒にいたい、保護者と一緒にいたいと思いながら一時保護所で暮らす子供たちも当然いるわけですよね。そういう中で、知らない大人たちの中で囲まれて、もちろん人間関係がうまく構築できて信頼できる職員というのももちろん出てくると思いますし、ただ、一方でその限りではないだろうなと思うわけですね。

今回、今再発防止として職員への研修等々、ないしはスマートホンの持ち込み禁止とか、ルールの徹底ということが書かれているのですけれども、最後3番目の子供の相談しやすい環境づくりというところで、こちら側というのか行政側、一時保護所側、児童相談所側が相談しやすいと捉えている環境と、子供たちが相談しやすいと受け止められる環境が必ずしも一致しないということも、皆さんに考えていただきやいけないのだろうと思っています。

そういう意味で、4日後に開示があったということで、それまで担当児童福祉士の面接が2回あったけれども開示がなかったと、ここが多分一つ大きなポイントで、なぜ担当児童福祉士には被害を告白、開示できなかつたのか。心の整理に時間がかかったのか。それとも児童福祉士の、先ほども面談スキルの向上みたいな話がありましたけれども、児童福祉士の面談スキルが低かったからなのか。今回の事案において、なぜこの2回の面接で被害児童が開示できなかつたと捉えたのか、分析したのかをまず教えてください。

○ 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 まず、この担当児童福祉士の2回の面接は、お子さんの今後の家庭引取りに向けた部分の目的としての面接だったと聞いています。なので、日頃の保護所の様子とか、保護所の中で何か困ったことある？みたいな一言が、当時の担当児童福祉士から子供への声がけがなかったというところは、非常に大きな課題だったと思っています。

○ 藤崎浩太郎委員 そういう意味では、定例業務の範囲で面談、面接が行われて、何か困っているかどうかの声かけがなかったから開示できなかつたのではないかとうお話ですよね。そうすると、あらゆる大人が関わっているけれども、必ずしも児童の立場に寄り添った、例えば今回であれば、性被害を受けているという状況を、可能性として捉えながら面接する機会がこれまでどれだけあったのかということですよね。先ほどの意見箱とか、いろいろとこれまでの取組について、アドボケイトとかありましたけれど、今回、性暴力という視点で、それを前提に子供たちが相談する機会、問題を開示する機会というのが、これらの中にどう含

まれていたのかを教えてください。

- **秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長** おっしゃっていただいたように、性加害を受けたお子さんが開示しやすい状況だったかということに関しては、なかなかそういうところが不十分だったと言わざるを得ないと考えております。そこも含めて、今後お子さんがどうしたらそういう言い出しづらいことを出せるかということについて、検討を進めなければならないと思っております。
- **藤崎浩太郎委員** ありがとうございます。魂の殺人とも言われることがありますよね、性加害の性被害者に対する行為ですね。それだけ非常に苦痛を強いられるわけで、そんなに件数がないのかもしれないし、そんなに件数がないということであってほしいと思いますけれども、これまでも、言えずに何となく我慢して対処していった児童も、子供たちもいたのかもしれないなと想像して、我々は取組を続けていかなければいけないのだろうと思っています。

今回いろいろ書いてあるのですけれども、結構一時保護所における子供たちの環境というのは閉鎖的な状況に置かれているんじゃないかなと思います。我々は生活していれば、大人であれば、自分で電話したりとか、足を運んで相談機関に行ったりとか、インターネットで情報を調べたりとか、LINEで相談するとか、いろんな方法がありますけれども、一時保護所の子供たちが外部に相談する機会が、一時保護所の外に対して相談する機会があるか教えてください。

- **秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長** 先ほども申し上げました第三者委員という制度、それから横浜市の一時保護所に関しては、アドボカシー事業といいまして、弁護士さんに月に1回来ていたいて、希望したお子さんだけなのですけれどもお話を聞いていただくということを、機会をつくっております。それから、一時保護所の外部評価というのもやっておりまして、外部の委員さんによる子供のアンケートですかヒアリングということも行っております。
- **藤崎浩太郎委員** ありがとうございます。アドボケイトで月1回ということで、下手すると、相談したくても1か月待たなくちゃいけないわけですよね。そうすると、事案が長期間ないしは複数回繰り返されるとか、そういう可能性もあるんじゃないかなと思いますが、この月1回とか、アンケートとか、そういうのが今回これでは十分じゃないかなということで、窓口や、うんたらかんたらと書いてあるのですけれども、子供たちが直接外の人間、外の人に相談できる機会があまりにも少ないんじゃないかなと思いますが、その辺、いかがでしょうか。
- **秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長** 外の方が話を聞くという機会については、今後その回数を増やしていくということを今検討しているところです。
- **藤崎浩太郎委員** 本当に、誰だったら相談できるかと、いろいろあると思いますけれども、極めて限られた空間、閉鎖的な環境に置かれて、一定の大人が出入りしていて、その人たちと馬が合わないというか、その人たちに相談できるとは思えない子であれば、たまに来る人に相談する程度しか機会がないということであると、何も言えずに、たまたま運よくというか、被害はあったんだけれども長期化せずに別の養護施設に行ったりとか里親さんに行ったりとか、一時保護所における問題が明るみにならないだけで過ごしていった子もいるんじゃないかなということを考えざるを得ないですよね。

今、訪問回数を増やすというお話がありました。やっぱり子供たち、この後虐待の条例の話などでもいろいろポスターとか出できますけれども、子供たちが何を相談すべきか、自分にされたことが性暴力であるということが子供たちは何らかの形で理解する機会、ポスターが一時保護所に貼られているとか、子供たちに

もちろんと、こういうことをされたらこの人に相談してくださいねと書かれているような資料は用意されているのでしょうか。

- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 保護所の中に、先ほどもありましたような意見箱とかも設置して、第三者委員さんの掲示などもして、こういうところに相談できるということは掲示はしているのですけれども、先ほど申し上げたように、なかなかそれが出入りのあるお子さんたちにとって分かりやすかったかというと、分かりにくかった面はあるかと思いますので、そこの周知は改めて考えていくたいと思っております。

- 藤崎浩太郎委員 もう一度聞きますけれども、いろんな掲示をされているものに、例えば写真を撮られたらとか、2人きりで体を触られたらとか、こういうことは性犯罪でありますよということが明示されているのかどうかです。

- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 そこは今のところでは明示されていませんので、そういったところも考えていかないといけないと考えております。

- 藤崎浩太郎委員 職員の人に、皆さんに、スマホの持ち込み禁止とかというのを書くので抑止しようとしているわけですけれども、一時保護所内に、これをしたら犯罪だよというのを、子供にメッセージをちゃんと書いておかないと、子供も何を相談していいか分からぬかも、自分がされていることに問題があるということに気づけなければ相談もないわけですよね。

だからそういうのを明示していく必要もあると思いますし、もしかしたら、そういうのも明示されていることで、職員に対しても緊張感が出るというか、自分が子供たちにも見られているんだと。子供をだまして懐柔して言うことを聞かせようとしてくる人もいるかもしれないわけですよね。そういうのを防ぐためには、そういうことをされたら犯罪だということは、ちゃんと明示していただきたいと思います。そういうのがないと、やっぱり子供が言語化できないと相談って発生し得ないと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

この辺で最後にしておきますけれども、こども性暴力防止法が公布されて、来年施行を予定されているという状況にあります。今国でも運用についての議論がされて、先日も防犯カメラの有用性なんていうのも議論されたと報道なども出ていました。先ほども、自然体でという話があったのですけれども、教育委員会のほうの性犯罪の問題においては、過去に教職員性暴力等防止法があるにもかかわらず、そこで努力規定とかにされていたものは、横浜市教育委員会は取り組んでいなかったということがありました。

今、様々、こども性暴力防止法においてガイドラインとか、そういうのがどんどんつくられていくというプロセスになると思いますが、自然体で一生懸命全序的にやるというのは当然なのですが、やはり、今こうした中で法制度が整備されて、様々ガイドライン等がつくられていく中で、本市としては、まずはその法律の趣旨に基づいた様々な取組を徹底して行うことと、横浜市がさらにそれを上回るような取組ができるのであれば、そういったことも考えていく必要があるんじゃないかなと思いますが、これは副市長に伺います。こども性暴力防止法の施行に向けて、横浜市としてどう取り組むか教えてください。

- 佐藤副市長 やはり、今社会全体で、横浜市を含めてですけれども、子供に対する性暴力の部分の問題が起きていて、それが顕在化しているという状況はあるのかなと認識しております。そういう中で、それぞれ今できる仕組みという観点から様々検討して、それを確実に実施していくということを、取組みを行っておるのですけれども、それにさらに加えて、法律という形で法整備が行われてくるということになりますと、

横浜市としましても当然その法の趣旨にのっとって、さらに、実際の現場でこうしたら事案が起きないのでないかという、そういう観点も盛り込みながら、その部分は、より横浜市の中でやはりルール化していく、そういうしたものというのが大切ではないかと思っておりますので、まだその法の趣旨、また国ともしっかりと内容のほうをよく吟味した上で、市として取る対策というのに取り組んでいきたいと思っております。

- 藤崎浩太郎委員 ありがとうございます。教育委員会の話では、言い訳しているつもりはないのでしょうかけれども、全力でとか総力でという話が出て、再発防止に努めていますといいながら、法律に基づいた取組を全部やっていなかったということだったので、先ほど来、一生懸命やる発言はしていただいているのですけれども、持てるべき全部を使っていけるのかどうか。子供を守れると、性犯罪者を発生させない、その取組を、もちろん法律に基づいたものをやるのは当然なんだけれども、それが努力規定だったりするとやらなかつたのは横浜市の教育委員会だったわけですよ。これを反省して、今回努力規定もやるようになっていますけれども、後から後から努力義務を上乗せしていくのではなくて、全部最初に横浜市が率先してやっていくというのが、それが多分最低限ですよね、どんな内容であっても。

もちろん横浜市に合わない規定とかあるかもしれないけれども、それ全部やっていってもらいたいと思いますし、意見だけですけれども、保護者の方も、皆さんいろいろとあって一時保護された子供を、一時保護すべきではないのだとおっしゃる保護者の皆さんの気持ちもよく分かるじゃないですか。子供が一時保護されていて、その一時保護された先が性加害のある場所であるとすれば、それはどんな理由があつても保護者だって困るわけですね、心配になるわけですね。やっぱり局長の気持ちも十分理解しましたし、副市長の先ほどの答弁もしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、改めて子供が二次被害に遭うようなことなく、魂の殺人を起こす職員が出ないように取り組んでいただきたいと思います。

- 井上さくら委員 言語道断な事件だと思います。もちろん一番悪いのは、今容疑の段階ですから、この会計年度任用職員ですけれども、やはりそういうことを許してしまった市の責任というのも重大だと思うのです。これについては、また児童相談所や一時保護施設での性加害というのは初めてではありません。ですので、よりやっぱり厳しく市の側が問われなきやいけないと私は思っています。

それで、確認ですけれども、まず事実関係のところで、被害者のお子さんがいらっしゃるので、その被害者のプライバシーとかには十分配慮しながら質問したいと思いますけれども、やはり起きたことは矮小化してはいけないと思うのですね。

今日のタイトルは、児童相談所一時保護所職員による入所中児童に対する盗撮事件となっています。確かに盗撮もしているでしょうけれども、先ほど局長がおっしゃったように、お子さんが怖い思いをしたというふうに開示しているわけですね。つまり気がついているわけじゃないですか。だから、いわゆる知らないうちに撮られた盗撮ではないのですよね。もうその子が撮られたこともだし、あまり明確には書いていないけれども、臀部を盗撮すると書いてありますが、これは職員が結局—————ですね。—————盗撮を、盗撮というか、その時点での子は分かったということじゃないのですか。そこはやっぱり事実を、盗撮だけではないでしょう。

- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 委員おっしゃるとおりです。今回、事件、最初に児童相談所の別の職員に子供から開示があった後、警察、検察を含めた3機関の共同面接を行っております。そこでやはり子供からは、—————写真を撮られたということを申しております。

- 井上さくら委員 だから、繰り返しますが、被害を受けた児童や保護者の気持ちに寄り添わなければいけ

ない、配慮しなければいけないのも分かります。しかし、起きたことを、何度も言うように矮小化するわけにいかないのですよ。今、————おっしゃったけれども、それだけなのですか。————んじやないのですか。違うのですか。

- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長　————ということなので、そこで————と。だから————ということです。
- 井上さくら委員　これは、やっぱり被害児童が感じた恐ろしさ、何もそのときは多分声を上げることができなかつたんだと思うのですね。そこをやはり、盗撮というのは今教育委員会でも起きているものですから、また盗撮かというのもおかしいんだけれども、盗撮だけではないというか、だから送検された容疑も、ここにも書かれていますけれども、不同意わいせつということ、児童ポルノ禁止法違反の罪名というのも書かれています。だから、そこは決して起きたことは矮小化しないでいただきたいと思います。
この職員に関して、今処分のほうはどうのようになっているのでしょうか。
- 白井総務部長　加害職員本人に対する処分、懲戒処分ということになろうかと思思いますけれども、こちらにつきましては厳格な対応を取る方向で現在手続を進めております。法律上必要な手続が終了次第、速やかに本人に処分を発令する予定になっております。
- 井上さくら委員　この職員の場合は逮捕されていない。在宅での捜査ということだから、十分、経緯にも書いてありますけれども、聞き取りなどもできているわけですね。ですから、本人も、加害職員は認めないと、そこも書かれてあります。そうすると、厳格な手続によるというお話だったけれども、これは懲戒処分される相当だということは間違いないということいいですか。
- 白井総務部長　御指摘のとおり、そのような方向で手続を進めております。
- 井上さくら委員　過去の事例も見ましたけれども、過去起こした児童相談所でのわいせつ事件で、職員で懲戒免職とかされているんだけれども、監督者は前回、前回と言うのも変ですが、この前に起きた令和3年には、一時保護所での児童と職員が、これは児相の外ではありますけれども、性行為を行ったということで、これに対する処分、結局これは監督者は文書訓戒だけだから、実際の懲戒処分は受けていないですね。
私はやっぱりこれは、皆さん先ほど全員で立って頭を下げられて、お気持ちとしては深く反省をするという気持ちちは伝わってきますけれども、きちんとここは監督者側としての責任も認めて処分を受けると、そういう必要があるんじゃないかと思いますが、そこは局長、どういう考え方でしょう。
- 福嶋こども青少年局長　委員の御指摘ありましたが、今回お配りしている資料の中での振り返りの中でも、我々として人材育成といったところは、それぞれ児童相談所の職員、一時保護所の職員にやってきましたが、ただ、今回の夜間指導員といったところを改めて振り返ってみると、先ほどおられた御説明さしあげているように、実際には研修時間を十分に確保できていないですとか、マニュアルの部分も全所で統一したものがないですとか、そういうところがあろうかと思います。

それというのは、一義的には、今回一職員が、倫理観というような欠如の部分があろうかと思いますが、その根っここの部分では、我々組織として、あるいは管理監督者としての責任も一因としてあろうかというふうには思います。

ですので、今後どのような形で管理監督者という形での責任というのでしょうか、というのはありますが、まず、少なくとも私としては、先ほど来申し上げていますけれども、今やるべきこととして、被害に遭われたお子さんの心のケアをはじめ、再発防止に向けた取組というのをしっかりとまとめて、それを実行すること

だと思っていますので、その中でしっかりと責任を果たしていきたいと思っています。

- 井上さくら委員 これはぜひ組織としてしっかりとした懲戒処分が必要な案件だと思います。

あと、事実関係で言うとなのですね。2か月以上かかっていると。非常に時間がかかっているわけです。このことについては、どうしてなのか伺います。

- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 事案が発覚した時点では、警察による事実関係の捜査が進められていたということがございます。検察官送致という警察による事実確認が整理されたということで、それを受け、こども青少年局として被害児童、それから保護者の方におわびをして、その上で公表という形になって、8月28日に記者発表してございます。

- 井上さくら委員 その検察送致を待っておわびをしたということですか。

- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 局長がおわびをしたのは検察官送致ということをということなのですけれども、その前の段階で、当該の児童相談所からのおわびというのはしております。

- 井上さくら委員 検察送致の日付というのは出せないですか。はっきり書いていないのだけれども。

- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 すみません、それは出せないですけれども、我々が検察官送致ということを、事実を確認したのは8月19日になります。

- 井上さくら委員 じゃあ、局長がおわびに行ったのは8月19日以降なんだと、こういうことですね。

- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 そのとおりでございます。

- 井上さくら委員 まずその前に、3ページの経緯を見ると、当該の加害職員への聞き取りというのを事件発生後14日後には行っていまして、だから、加害職員から事実関係を認めているのは、14日後の最初の聞き取りで認めているわけですね。ですよね。そこはちょっと確認ですけれども。

- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 はい。14日後の面接で認めております。

- 井上さくら委員 わびは、ですから検察送致からという、教育委員会のときにも似たような議論をしたのですけれども、司法は司法としての手続、それこそ厳格な手續があります。検査だと司法という、警察、検察、裁判所の所管すべきところはあって、その流れは流れであるけれども、横浜市は必ずしもそこだけではないですね。違法でなければいいというのではないわけだから。だから子供たちを守るんだと、こういう事例を起こしてはいけないと、もしかしたらほかであつたら大変なことだということになるじゃないですか、分かったときに。そうしたら、なぜまず送致を待たなきや局長はわびに行けなかつたのか。それから公表が、なぜ局長がわびした後でないと公表できないという、先ほどの流れでは、なぜそういうことになるのでしょうか。

- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 まず、わびにつきましては、まず子供の開示があった翌日に、担当職員とその上司で児童への面接を行った際に、子供からこういう開示がありましたということで謝罪はしております。その後、先ほど申し上げた司法面接で子供が被害を語って、警察が捜査に動くということが決まった後の7月の、あと、それから加害職員が事実を認めた後の7月上旬に、当該の所長が家庭訪問しまして、そこでも謝罪をしております。

確かに局長からの謝罪は時間が空いてしまったということはそのとおりかと思いますが、検察官送致をしたという事実を把握して、その後、被害家族の方に謝罪の日程調整をして、最短の謝罪できる日程が8月27日ということでしたので、その謝罪と同時に記者発表、公表していくことと、その公表内容につきましても、そこで了解を取った上で公表ということになりましたので、こういった時間がかかってし

まっております。

- 福嶋こども青少年局長 少し補足させていただきますと、私が謝罪に訪れたタイミングについては、委員の御指摘を真摯に受け止めたいと思います。

公表のタイミングのことですが、今部長もなかなか答弁申し上げづらいところがありましたので、私もちょっとと言葉を選びたいと思いますが、被害者の御家族の心情にもいろいろ配慮する中でのタイミングということで御理解いただければと思います。

- 井上さくら委員 そう言われると、それ以上私も聞けないのだけれど、ただ一方で、公表ではなくて、こういうことが起きたと、一時保護所で起きたと、それを少なくとも対外的には出せないのだということが事情としてあるとしても、やはり同じようなことを起こしてはいけないと、やっぱりこういうことがあったということを共有することによって、ほかに起きていないのかということの警告にもなるし、どうなっているんだ、ちゃんと調べようということにもなるじゃないですか。そういう意味での全庁的な情報の共有とか、これはどうなっているんだという、公表とは別に、そういう対応は、副市長、どうなのですか。そういうことはしているのでしょうか。

- 福嶋こども青少年局長 全庁的には行っておりません。我々はこども青少年局の中で、当然捜査中ということもありますので、限られたメンバーではありますが、再発防止に向けて、あるいは事実確認、検証、振り返りというものは、聞き取りをする中でそのタイミングから実務的にはスタートはさせていたという状況でございます。

- 井上さくら委員 副市長、こども青少年局からこの事態が起きたということはどのように共有されて、そのことは庁内ではどういうふうに共有や、生かすというか、このことについて共有されたんでしょうか。

- 佐藤副市長 8月28日の日に公表しております。その公表の内容については、こちらについてはそういう意味での記者発表を行っておりますので、その内容で共有が図られております。

また、こういった事案が起きているということについては、それぞれ関係局等含めて、区も含めて、この事案が起きているということについては、今私のはうから個別に共有というふうな状況はできておりませんけれども、改めて区も含めてこういった事案があるということは、市全体の中でも共有していきたいと考えております。

- 井上さくら委員 すみません、今日9月17日なのですよ。6月に起きた事件なのですよね。遅過ぎませんかね。今の、ほかの区を含めたほかのところ。

- 福嶋こども青少年局長 すみません、また私のはうから補足させていただきますが、先ほど副市長が御答弁さしあげたように、公表のタイミングで全庁的にというところではあるのですが、区に対しては、そのタイミングで個別に事業の所管課のはうからそこは丁寧に御説明した上で、発表内容については御説明、共有をしております。

- 井上さくら委員 8月28日の公表でもって共有というの自体が遅いじゃないですか。公表には公表の、むしろ被害者への対応とか、それからその方たちと確認をする——公表だから、についてのこととかいろいろあったという話だけれども、それと組織の中でちゃんと共有して起きないと、どうなっているんだとやるのは、別に記者発表のタイミングと合わせる必要はないじゃないですか。そのことを言っているのですよ。それがなぜ記者発表のタイミングなのですか。

- 福嶋こども青少年局長 御意見としては承りますが、先ほど来申し上げているとおり、この事件の発生時

から、局の関係部署の中では、具体的な調査ですとかあるいは今後に向けての対応ということは検討を始めていたということでございます。

○ 井上さくら委員 この話はそんなにたくさんやるつもりはなかったのですけれども、教育委員会のほうでも昨日ちょっと聞きましたけれども、そもそも市長に情報が上がっていなければいけないですよね。今回の件は6月事件発生して市長に情報が上がったのはいつなんですか。

○ 福嶋こども青少年局長 日にちは、ごめんなさい、細かく出ませんが、7月の頭に私のほうから御報告しております。

○ 井上さくら委員 それだけでも十分遅いですよ。やっぱりこの時期、6月にこども青少年局の、これは何日とは書いていないけれども、この時期、教育委員会の校長の盗撮事件が起きているのですね。それからその後だけれどもSNSで、これも教員のほうのですけれども盗撮が起きているわけですね。いずれも公表はもっと後になっているんだけれども、部局が違うものであっても、横浜市として起きていることじゃないですか。

だから副市長、もう一回聞きますけれども、担当副市長も違うわけですよ、教育委員会の副市長と佐藤副市長とこども局。他4人もいらっしゃるから。こういった、先ほど組織的な危機の状態だと、危機感を持っているとおっしゃったけれども、それ本当かなという感じがしちゃいますよ。今、9月になってから、こういう形になってから初めて危機感がと言われても、6月に起きているのでしょうか。そのとき何してたのですかという話です。それはどうなんでしょう。

○ 佐藤副市長 私のほうは、この事案の報告をもらっているのが6月の中旬頃だったかというふうに、日にちは覚えておりませんが記憶しております。その直後に私のほうからこういった事案が、まだ本市から加害職員への聞き取りを行う前の段階で、私のほうはこういうふうな訴えが子供からあったということでの話は聞いております。その後市長のほうにも、こういうふうな事案が、まだ加害職員への聞き取りは行っていないけれども、そういう事案がということでは、市長のほうには入れております。

その段階で危機感を共有いたしまして、加害職員への聞き取り、そういったものを行った上で、具体的に再発の防止も含めて、あるいは児童への対応、ケア、そういったことも含めて、関係部署、こども青少年局と議論して、適切な対応をしていくということでの共有を行っているというところでございます。

○ 井上さくら委員 教育も含めると、本当にこういう情報が最終的に本来ちゃんと統合されるのは、市長のところしかないのですよ。副市長は4人もいるんだから。だからそのところで本当に統合されて、では、そこでどういう検討や、何をしなければいけないという議論はされたのか。そして市長からトップなんだから何らかの指示は出たのですか。伺います。

○ 福嶋こども青少年局長 私から報告さしあげた際には、まずはお子さんのケアの話でしっかりするようにということと、当然あってはならないことが起こったということなので、それは二度と起こるようながないように、早期に再発防止策を講じてしっかり取り組むようにという指示は受けております。

○ 井上さくら委員 私はね、横浜市全体としてガバナンスが効いていないとつくづく思います。こういうことが相次いでいる中で。

夜間指導員のことについてもう少し聞きますけれども、先ほど、まずスマートホンの使用について、こここの資料の中で本人は、この振り返り6ページのところで、夜間巡回や児童の居室に入る際のルールが特になく、私用のスマートホン持ち込み禁止について明文化されておらず、本人も私用のスマートホン持ち込み禁止ルールを認識して

いなかったと。これはずっとそういう状態が続いていたんだと思いますけれども、私、一時保護所もこの問題が起きてから視察させていただきました。そして、夜間指導員の方たちが、夜どういう場所で寝ているのかということも見せていただいたら、結局休む場所が特にあるわけじゃなくて、子供たちが寝ている部屋の前の廊下で寝てもらっていますという話だったのですね。

先ほど私物の管理を今後徹底するというお話があつたけれど、少なくとも今月になってから見せていただいたところでは、正規の職員さんには確かにロッカーがありました。でも、たくさん会計年度任用職員さんもいるし、夜間指導員さんもいる。そういう人たちは自分の荷物、置くところないですね。ロッカーがない。決して広くないちょっとした休憩室みたいのが、ほんの3畳、4畳半か分からないけれども、それぐらいの休憩室みたいなところはあるけれども、そこにみんなでカラーボックスみたいなところに、とにかくただ私物を置いていると。

こういう状態だと、夜はそこで寝るんじゃないのだから外で寝てください、廊下で寝てくださいといったら、やっぱり自分のスマホ持って出ると思う。これはだから明文化もしていないけれども、スマホを持って出ざるを得ない環境になっていたと思いますよ。少なくとも現状認識はどういうふうに今なっているのでしょうか。

- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 委員見に行っていただいて、御覧になっていたとおりで、今一時保護所の状況を、4所ある中で、またいろいろ違っているのですけれども、見に行つていただいた中央は、なかなか職員室が狭いという状況もありまして、はっきりとその場所が確保できていないという状況がございます。現状認識としてはそういうところがございます。
それに関しては、今場所の確保、そういうことに向けて今検討しているところです。
- 井上さくら委員 今検討しているところというのもとでも、だから明文化しても、明文化しましたよというのが対策なんだけれど、明文化しても持っていくかざるを得ない状況だったりしますね。
- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 児童と接する際にスマホを持ち込まないということについては明文化しております、ですからカバンの中、今はっきりスマホの場所ということではつくれていないのですけれども、預けているカバンの中にスマホを入れておいていただくというような状況になってございます。
- 井上さくら委員 それを何とかお願いしているという状況なんでしょうけれど、全くプライバシーもないし、夜間指導員さんの荷物自体のね。また、スマホは今や全て全財産が入っているようなものだから、それをいろんな荷物が置いてあるところに鍵もかからないところに置いていってくださいとすること自体が、やっぱり幾ら明文化しても、環境をちゃんと整えないとそれはできないと思うのです。
先ほど検討とかロッカーを調べるという話がありましたけれども、それはこうした夜間指導員さんや会計年度任用職員さんが十分充足できるだけのロッカーなり、きちんとしたそれが守られるような環境は、いつ整えられるのでしょうか。
- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 できるだけ早急にそこは整えていきたいと考えております。
- 井上さくら委員 局長、これ、今までにということは必要じゃないですかね。
- 福嶋こども青少年局長 本日は再発防止策の方向性ということで、さらに今後深めていくつもりでおります。方向性として今回お示しして、また、本日委員の先生方にも御意見をいただくことも、内容も含めて、

さらには外部有識者の方々からも、あるいは現場の方々からもお話を伺う中で、どういうやり方があるのか、井上委員御指摘いただいたとおり、実際場所が狭隘化して、なかなか場所の確保が難しいのも事実ですので、そういった中でどういう工夫ができるかというのは、知恵を絞って考えていきたいと思います。

- 井上さくら委員 いつまでということをお答えがなかったのですが、早急とおっしゃるけれども、本来は施設の拡充とかが必要だと思います。しかし、それもすぐできることではないですから、それはこの事態を繰り返さないということのためには、そういう環境をつくるなければいけないと思うので、ちゃんと時期を決めてやっていただきたいと思います。そうしないと、今までも明文化はしていなかったけれども、スマホは子供のいるところには持っていかないよということだったけれども、実態はいつでも持っていくような状態になっていたということだから、それを変えなければいけないと思います。

先ほど、その後、職員の欠員のお話がありました。現状、だから保育士さんや専門職、それから資格を持っている方の配置基準においても足りていないという話ですね。先ほどの欠員、26人不足していますというお話がありましたけれども。

- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 先ほど申し上げた配置人数というのは、児童指導員や保育士、会計年度も含めてですけれども、その配置数として足りていないというところが26名ということになります。

- 井上さくら委員 夜間指導員さんはどの程度必要で、今は何人になっていますか。

- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 夜間指導員なのですけれども、今現状で、会計年度任用職員として105名、それから人材派遣が6名ということで計111名と、これは8月の時点のですけれども、いる状況です。欠員としましては、9名足りていないという状況です。

- 井上さくら委員 そうすると、夜間指導員さんが足りていない分を、先ほどの話では職員さんとかでカバーしているという状況だと。一時保護所の配置人数、先ほどの、条例で規定をして、条例で定めて、必要な数ですからね。条例で定めて必要な数を割っているという状態で、一時保護所のほうの人数が足りていない一方で、児童相談所の相談機能のほうも足りていない。欠員が続いているよね。これは、ごめんなさい、仕組みとして、児童相談所の児童福祉士さん、児童心理司さんも欠員がずっと続いているんだけれども、国の基準を割っていると、法定基準を割り続けているわけですが、ここは別々なのですか、職員として。両方欠けている状態だから、どちらも補うというわけにもいかないのでしょうけれども。

- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 一時保護のほうは、児童指導員及び福祉士に関しては、今条例が7年度から施行という形で、8年度までは経過措置期間という形になっています。なので、経過措置期間を終える8年度に向けて必要な人員配置に努めていくという形になっています。

それから児童福祉士と児童心理司に関しては、法定の配置基準、別の基準になってございますので、その配置に向けては段階的に増やしていくというような状況になってございます。

- 井上さくら委員 児童相談所全体として慢性的な欠員状態だと思うのですね。先ほど採用も難しいということで、大変厳しいという話がありましたけれども、これは、一つはちゃんと待遇も、待遇改善したから全部よくなるとはなりませんよ。でも、やっぱり待遇改善、それからそれによって、今みたいにより人が少なければ、より過酷な仕事から、より採用ができないということになるわけなので、そこはやっぱり待遇改善とか環境改善とともに含めてやらないと採用につながらないのじゃないかと思いますけれども、局長はどうお考えですか。

- 福嶋こども青少年局長 今委員おっしゃった要素は、職員が、市の職員だけじゃありませんけれども、働きやすさですか働きがいということにもつながってくると思います。特に我々、先ほど来、一時保護所はなかなかスペースが厳しいとか、環境がというところはありますので、そういう意味でも、なかなか場所を広げるというところは難しい中でも、何とか業務の効率性を図るということも含めて、働きやすい職場環境をつくるということには特に注力をしていきたいと思います。
- 井上さくら委員 今のところ、今日の資料の10ページの再発防止に向けた今後の取組の方向性の、加害行為を起こさせない仕組みと体制づくりで、一時保護所の勤務体制の在り方の検討というのも書かれています。在り方の検討と書いてあるのですけれども、ここをもうちょっと具体的に、どういうことを考えているのでしょうか。
- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 先ほどの、今、職員と夜間指導員の役割分担の仕方であるとか、そういったことも含めて検討ができるべきと考えております。
- 井上さくら委員 つまり、先ほど夜間指導員と職員と、1ブロックについて少なくともいることは2人はいると。同じ時間に1つのブロックに対して1人になってしまふことはないようにしている。ただ、夜の巡回、結局職員さんも仮眠を取ったりするわけですよね、深夜の勤務だから。そうすると、職員さんが仮眠を取るその間は夜間指導員さんが1人で回るというのが、これは固定的になっているということですか。
- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 もちろん夜間指導員さんで、何か例えれば巡回のときに異常があれば、職員と一緒にということはございますけれども、基本的には夜間指導員が巡回をするという役割分担に、今はなっております。
- 井上さくら委員 だから、異常があればもちろん対応なんだけれども、通常はです。通常は、結局夜間指導員さんが1人で決まった時間、深夜に居室、寝ているところに入るわけですね、もちろん。だから、何かがあればもちろん駆けつけるということはあるだろうけれども、何もなくても、必ず真っ暗にしている居室の中に入る仕事なわけじゃないですか。
- それが、現在は夜間指導員さんが1人で入るということになっていると。そして、その夜間指導員という方が無資格であり、研修も全く不十分だということだから、これはやっぱりこの体制だと、皆さんが悪いことするとかということじゃなくても、やれないような環境にしなければならないということからすると、アルバイトの夜間指導員さんが1人で夜の子供たちが寝ているところに入っていくという、その形は、少なくとも2人にするのか、毎回でなくとも、例えば時々なのか分かりませんけれども、今みたいに固定的に夜間指導員さんが1人で子供たちの部屋に入る体制というのは、この在り方の検討のところを、今一つ抽象的だったんだけれども、局長、そのところに踏み込んで、やはり、大変だと思いますよ、人材の確保が大変だということはあると思いますけれども、そのところに踏み込んだ検討をしないといけないのじゃないかと思いますが、どうなんでしょうか。
- 福嶋こども青少年局長 いろんな手法があろうかと思います。各都市も夜間指導員という仕組みを入れているところも多くありますので、改めてそういった都市の状況も踏まえもありますし、今回我々振り返りで行う中で何が原因だったのかとさらに探っていく、掘り下げていく必要もあるかと思いますので、その中で、子供たちを守るために、安全・安心を確保するためにどういう体制が必要かということは、しっかりと議論した上で進めていきたいと思います。
- 井上さくら委員 それはぜひお願ひします。

それから、先ほど子供への説明のところで、結局、当該の加害の職員が担当していた男児ブロックの子供たちには個別ヒアリングをしたけれども、それ以外の子供には、問合せがあれば説明するという話だったけれども、全く説明していないこれの理由は何ですか。

- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 まず、今回の一時保護所がどこの一時保護所であるかということは公表しておりません。なので、その意味もありまして、もし一時保護中の、今回事件があった前後に一時保護されていたお子さんたち全員ということであれば、全所の、特に男子ブロックのお子さん全部が対象にせざるを得ないということになりますので、それは一つは範囲が広過ぎるということあります。

- 井上さくら委員 ちょっと理解に苦しむのですけれども、直後だったらまだそうかもしれませんよ。1週間前に起きたことだからとかいうのはそうだけれども、3ヶ月たっているわけですから。

局長は、今のを聞いて、範囲が広過ぎるからやれていないということについては、いいのですか、これで。

- 福嶋こども青少年局長 委員の趣旨としては、今回このような事件が起こったということについてということでしょうか。それとも、同じような被害を受けていないかという、そういう趣旨でしょうか。

- 井上さくら委員 それは両方です。だから、受けていないかということは別に当該の加害職員の担当の児相じゃなくてもですよ。今言ったような体制なわけだから。そうすると、リスクがあるわけじゃないですか。そしたら、こういうことがあったんだということを、もちろんお子さんによっていろんな経験や体験の違いがあるから、みんな集めて一遍に話すとか、そういうことじゃないと思いますけれども、きちんと丁寧に子供たちへの説明と、それから聞き取りと、変だなと思ったことはなかったのかというのをすべきだと思いますけれども、どうなのですか。

- 福嶋こども青少年局長 今回の事案を受けてということもそうですけれども、日頃からなかなか子供自分が思っていること、あるいは困っていることを発出できない、先ほどの御指摘にもありましたけれども、それは我々として反省しなければ、課題だと思っています。

そういうことも含めまして、今後は子供たちが何に困っているのかですとか、性被害を受けている受けているということだけではなくて、そういうことについてはしっかりと今まででも信頼関係を築いて進めてきているところではありますけれども、そういう話の中で、子供たちの状況に応じて、といったことについては伝え、あるいは意見を聞き取っていく必要があるかなというふうには思います。

- 井上さくら委員 いきなり一般論になり過ぎだと思います。やっぱりこういうことが起きたんだと、それは報道もされているし、本人も認めているし、先ほど申し訳なかつたって、私たちの前でこうやってみんなで頭を下げたのだから、子供たちにだってごめんなさいしなくちゃいけないじゃないですか。それは、一般的な、困っていることありませんか」じゃなくて、やっぱりこういうことがありましたと。それはまだ分からぬ年代の子もいるかもしれないし、ストレートにそういうことを言うことが精神的な負担になるということとか、それはいろんな配慮はあると思いますよ。でも、そもそもしていないのがおかしいんじゃないですかということです。

- 福嶋こども青少年局長 私がうまく答弁できていないかもしれません、それぞれ事情、状況を抱えているお子さん方ですので、少なくとも伝え方については、あるいは伝えることがふさわしくないお子さんもいらっしゃいますので、全ての児童にというふうなことをここで約束するとかというのは適切かどうかというのではありませんが、今回我々として、重くこの事案について受け止めていますし、改善していきたいという強い気持ちを持っていますので、それも踏まえて子供たちにどう伝えていくかというのは、改めて検討して

いきたいと思います。

- 井上さくら委員 再発防止策をつくるに当たっては、子供の意見、まさに子どもの権利条例もあるし、法律も条例もあるわけだから、再発防止策をつくるに当たって子供たちに意見を聞くって重要なことじやないですか。
- 福嶋こども青少年局長 はい、思います。子供の意見を我々として取り入れた形で再発防止というのはあると思います。子供たちが日頃から何を思っているかというところというのは、なるべく聞き取るようにはしていますけれども、改めて、先ほどの話とも関連しますけれども今回の話を伝えていく中で、子供たちが感じ取っていること、思っていることがあったら、それもできる限り反映していきたいと思います。
- 井上さくら委員 ゼひそれは、お子さんによっての配慮とか伝え方のいろんな検討とかが必要なのは分かりますけれども、やはり事実をできるだけきちんと、このような事態があつたんだということをちゃんと伝えて、そして大人として申し訳なかったということと、それから子供たちの意見表明権を保障として、こういうことを起こさないように、もちろん自分たちが頑張らなきゃいけないのだけれども、ちゃんとしなきゃいけないのだけれども、どういうことで困ったことがあるかとか、今まで嫌な思いをしたことがないかとか、そういうことをちゃんと子供たちが意見を言えるように情報も提供して、そしてそれを再発防止策に反映してもらいたいと思います。

ありがとうございます。

- 大岩真善和委員長 よろしいですか。
- 井上さくら委員 はい。
- 福島直子委員 すみません。いろいろと伺いながら、大変に事情を抱えたお子さん方で、ただでさえ、そういうところに突然入ることに、入るというか、施設に預けられることになって、なかなか子供さんの心の中もいろいろと動いている人たちだと思うんですね。そういう中でこういったことが起きまして、本当に私としても誠に遺憾というか、本当に驚いているし、あってはならないことと思っているところです。

具体的なことをお伺いしますけれども、当該事件が起きました男児ブロックですけれども、男児ということとで男の子だけということでしょうけれども、年齢は何歳から何歳の人がいるところでどうか。

- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 学童男子ブロックですので、学年でいいますと小学校1年生から高校3年生までの年代のお子さんが所属するブロックになります。

- 福島直子委員 当時6月辺りは万遍なく該当年齢の方がいらしたような状況ですか。

- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 はい、そのとおりでございます。

- 福島直子委員 なるほど。じゃあ高校3年生ぐらいまでの人もいらしたということで、分かりました。

それから、男子ブロック女子ブロックということですけれども、そのブロックごとに、職員の人と夜間指導員の方と1人ずついらっしゃるのが基本ですと。そのときには女子ブロックには女性の職員と女性の夜間指導員、男子には男性がという形でございますか。

- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 はい。基本的に同性介助ということで、そのような形になっております。

- 福島直子委員 具体的な話ですけれども、夜間指導員の方の会計年度職員ということなのですけれども、具体的に待遇はどういう形になっているのでしょうか。

- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 夜間指導員の方の、待遇というのは報酬というこ

とでよろしいですか。

- 福島直子委員 報酬ですね。
- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 報酬ですけれども、1回あたり1万2864円という形になっております。
- 福島直子委員 それは勤務時間が夕方から朝まででしたけれども、通算何時間ということになりますか。
- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 勤務時間は夕方の6時、18時から、翌日の8時15分ということになっておるのですけれども、休憩時間ということで11時45分から翌日の6時まで取らせていただいておりますので、8時間勤務ということになっております。8時間に時間単価1608円を掛けて1万2864円という形になってございます。
- 福島直子委員 それから、項目的に伺ってしまって恐縮ですけれども、3ページのところに9月中に実施ということで、児童相談所全職員への緊急コンプライアンスチェックとありますけれども、これは既に行っているのか、今実施中かと思いますけれども、緊急コンプライアンスチェックというのは具体的にどのようなことをすることになっているのでしょうか。
- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 今、これはまだ実施中ではあるのですけれども、職員に対してですので、この事件を、一時保護所の夜間指導員が盗撮をしたということをお伝えをした上で、緊急の調査という形で行っております。
それから、具体的な項目としましては、児童と接する場面、業務に関係する場面で、児童の撮影を行ったことがあるかどうか、それから、他の職員の撮影に係る行為で、その目的や方法について何か疑問に感じたことがあるか、それから、撮影に係ること以外で、児童と接する中で自分の関わりが虐待に当たるかどうかを感じたことはあるか、そういうことをお聞きしております。
- 福島直子委員 それはデータというか、集計されて実態をきちんと把握をされるということになると思うのですけれども、その中で不適切と思われるようなことがあれば、今後の対策にも生かしていくというようなことによろしいんでしょうか。また、これは過度だなど、一定の度合いを過ぎているなというようなことが分かった場合にはどのような対応をする予定でしょうか。
- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 こちらの集計した結果も検証の報告の資料として生かしていきたいと考えております。また、万が一被措置児童等虐待に当たるということがあった場合には、適切な、被措置児童虐待ということで、また児童部会等に御報告するなどの適切な対応を取りたいと考えております。
- 福島直子委員 そして、再発防止検討委員会をこれまで2回ずつ行われたということで、次回は10月23日と伺いましたけれども、対策としては、もう既にいろいろな御質問が出ているように、ソフト面とハード面と両方あると思うのですけれども、2人体制ということになりますと、チームワークも必要だし、牽制と言ったら語弊がありますけれども、お互いに不適切なことがないようにということで、指導したり助言したりということもあるうかと思いますが、そういったことが有効に働くような体制もソフト面としてつくっていく必要があると考えます。

一方で、施設面で、先ほど新しい施設には防犯カメラを設置するというようなお話をありましたけれども、これはどういうふうにこれから、総合的に対策の中でお考えになっていくと思うし、先ほどの質問でありましたそれ以外の環境の整備ということに含めて検討されていくと思うのですけれども、防犯カメラの有効性

について先ほど藤崎委員からもお話がありましたけれども、こども家庭庁なんかのほうでも、カメラは有効なんじやないかという意見が大分出ているようですけれども、この辺はどう考えていく方向ですか。まだ決まっていませんか。

- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 防犯カメラにつきましては、おっしゃっていただいたとおり、昨年再整備しました南部児童相談所と、あと、8年度にオープンする東部児童相談所にはあらかじめ共用部分のほうに防犯カメラをつけてございます。それ以外の場所についても、今内部で検討を進めておりまして、共用部分への防犯カメラの設置というのを検討しているところでございます。

- 福島直子委員 これから総合的にいろいろ対策をしていただきたいということですけれども、ハード・ソフト両面においてしっかりと検討していただきたいと思いますが、先ほど来出ているように、教育委員会でも大きな課題がありまして、教育委員会、非常にスピード感といえば早く対応されているかなという感じを受けました。

今回の事例については少し時間がかかるという感じもするのですが、相手のあるというか、お子様方のまた課題も違うとは思うので、早くやればいいということではないのかかもしれませんけれども、スピード感を持って対応していただきたいなというふうにも思いますし、同じ、先ほども局長からお話があったように子供さんを預かる多様な施設を扱っていらっしゃるので、そういう施設の職員さん一人一人同様なことが、職員さん自身も不安に思ったり困ったりしていることがないかということも含めて、しっかりとチェックもしていただかなきゃいけないですし、来年からは日本版D B Sというのでしょうか、そういったことも導入されることを聞いていますけれども、それに頼るばかりではなく、自制的なというか、プライドを持った職員さんとしての振る舞いをしていただけるように、もう一度全体としての見直しをスピード感を持って行っていただきたいと思っておりまして、また追って事態が進展したところで御報告をいただけるよう、委員長にもお願いしたいと思います。

以上です。

- 柏原すぐる委員 本件につきましては、あってはならない事態でありまして、大変遺憾に思っております。

私自身からは、過去どんな事案があったんだというふうに確認をする中で、例えば平成17年には、このときは男性の指導員が女児にという事例でしたけれども、このときにも再発防止の検討の報告書が出されておりまして、そうしたもののが生かされているのか、あるいは毎年評価がなされていて、それが生かされているのか、そういった辺りで質問をさせていただきたいと思います。

あと、もう一点、学校、教育委員会のほうでは、この事案が公になる前に、7月11日にこども青少年局の各施設等に通知がなされていて、その対応がされていると思いますので、その観点でも確認をさせていただきたいと思います。

まずは7月11日の通知なのですけれども、これについても児童相談所所長、課長各位というふうに宛てて様々対策が、指示というか、徹底するようにとされております。この結果について、まず今の状況を教えていただきたいのですが可能でしょうか。具体的にはカメラ等の不審な危機の有無ですか、あとは一時保護所内での私用端末使用について、そして業務用カメラ等の管理、撮影データの確認についてという内容になりますが、よろしくお願ひします。

- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 点検の実施につきましては、課長とも、まずカメラ等の不審な機器の設置等については、それに関する心配はございませんでした。ただ、私用端末につきまして

は使用禁止ということで周知しております。

それから業務用のデジタルカメラ等の撮影データの確認もしております、ここで不適切な画像、今回のようなわいせつ画像は確認されていませんが、過去の身体的虐待の傷あざのあった写真がまだハードディスクに残っていたとかいうのはありました、それは全部消去という形で対応しております。

- 柏原すぐる委員 最後におっしゃった削除したデータというのは何でしょう。
- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 すみません、日々の通報の中で、身体的虐待の通報がありますと、職員が業務用のデジタルカメラでその体の部位を撮影をするというところであります、それがデジタルカメラのデータとかにまだ残っていたものがあったということでございます。
- 柏原すぐる委員 そのデータについては、削除するということが今の現状の管理規定といいますか、ルールにのっとったものなのですか。それとも、もともと何か保管の規定がある。
- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 保管のルールとしましては、きちんと画像印刷で印刷をして、ファイルにとじてデータを消去というところと、その画像は、画面だと不鮮明である場合には、データで残す必要がある場合には、CDとかそういうものに画像を焼き直して保管する、あるいは共用のパソコンのデータ管理、きちんとパスワード等で管理できるところに保存をすると、そういったことの約束になっております。
- 柏原すぐる委員 ありがとうございます。非常にそのデータがどこに保管されて、誰がアクセスができる、アナログ管理ということですので、いつ流出するのかというような、ちょっとイメージがつかないので思い浮かべました。
今こうした、いわゆる業務で発生するデータの管理というのは、例えばセキュリティを何層かにして、一定権限以上の者しかアクセスできないとか、何かこうしたデジタル化というか、管理体制の更新というものは、今、予定はあるのでしょうか。
- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 8年度、9年の1月を予定なのですけれども、児童相談システムを新しくするということを検討しております。そのシステムを入れる際に、画像の管理ですか、あと、今まで紙ベースで行っていた管理等を電子化するとか、そういったことを併せて検討しております。
- 柏原すぐる委員 承知いたしました。移行期間もあるでしょうし、それまでの間の管理体制、その辺りは引き続き、過渡期になると思いますけれども、重要事項の一つだと認識をしました。恐らくこうしたところに、より締めつけようとすればするほど多分業務量が増えていく悪循環だと思いますので、ここは重要な点かなと思いますので、指摘をさせていただきますので、再度見直しをお願いいたします。

まず、この7月11日の通知につきましては承知いたしました。今回は児童相談所一時保護所という報告なのですけれども、他の施設に際しては、例えば私用端末が、どうしても業務上使用しなければならない施設ということも事業者の方から耳にしているところであります、通知したからいいんだということではないというのは恐らく局の皆さんも承知されていると思いますので、ここでの実際の業務上に私用端末を持ち込まなくとも済むのか、＝コウセイ＝な部分の担保というのを引き続き追及していただきたいということを要望して、次の質問をさせていただきます。

続きまして、令和6年度の児童相談所一時保護所外部強化報告書を拝見をさせていただいたのですけれども、この評価というのは毎年されているわけなのですが、これはどのように運営に生かされているのかとい

うのを確認したいと思います。

- **秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長** 今現在、一時保護所の外部評価は、児童福祉審議会の下部組織の外部評価委員会の委員の皆さんにお願いして、1年に1か所という形で外部評価をしています。その評価結果は、その一時保護所だけではなく、今現在4所ありますけれども、4所児童相談所全体にも共有して、あと、ホームページのほうでも公開をさせていただいて、その後の運営に生かしてもらうという形になっております。
 - **柏原すぐる委員** ですけれども、今回5ページ目になりますけれども、この参考にある児童部会、本件についての審議をしていただいておりますけれども、こここのメンバーと同一ということでおよろしいでしょうか。
 - **秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長** 失礼しました。この児童部会のメンバーとは別に委員さんをお願いしてやっていただいております。
 - **柏原すぐる委員** ありがとうございます。この評価の中には一時保護所の自己評価、子供による評価と、あと、外部委員の評価ということで、様々な観点で指摘、あるいは意見がされております。この中で、例えばですけれども、夜間勤務のことについて触れておりましたので、ちょっとそこを取り上げたいと思うのですが、夜間対応については宿直・夜勤等の勤務形態の検討も含めて適切な人員配置及び手当を行ってほしいというような提案事項等もありますが、例えばこうした提案がなされた場合に、何か対策ないし更新をしようということで動きというのはあるのでしょうか。
 - **秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長** その勤務体制に限らずですけれども、御提案があった際には、我々の内部でも検討をしております。今回、この件の内部検証と併せて体制についても検討させていただければと考えております。
 - **柏原すぐる委員** ありがとうございます。質問の趣旨が、要するに何かあってから慌てて対策というのではなく、ある程度ガバナンスというか、毎年の評価、外部も含めた目が入りながら一定程度見直しが進むというのがあるべき姿ではないかなということで、毎年のサイクルという観点で指摘をさせていただきました。この意見の中にもP D C Aサイクルをしっかりと回していくんだというような意見もありますので、今回も含めて、実際やってみたけれどもどうだったんだということを回していくかないと、平成17年の対策の報告書にこの後触れますけれども、同じような課題がそのままになっているという事態になりかねないと思っておりますので、その点指摘をさせていただきます。
- 続きまして、先ほど触れた平成17年の……。
- **大岩真善和委員長** 柏原委員、一応報告事項の内容に沿ったもので、できればお願いしたいなと思っています。
 - **柏原すぐる委員** 承知しました。関連するところだけお伝えさせていただきたいと思います。要するに、点々で見ることは僕は適切ではないという趣旨でお伝えをしています。
- この平成17年時点でも、再発防止に向けた対策としまして、例えば児童福祉の基礎から服務規程、就業規則、倫理規範の研修を徹底するというようなものとか、セクシュアルハラスメント防止マニュアルの作成と配付というようなものも具体例として記載されていますが、これというのは、今回生かされたものはあるのでしょうか。あるいはこのときの対策としてはカバー外だったのか、想定外があったのか、お伺いいたします。
- **秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長** おっしゃっていただいたとおり、この再発防止策

を踏まえまして、職員、それから会計年度任用職員についての研修を強化してきたりということをやっております。ただ、その中で夜間指導員についての研修が不十分な点があったというところが課題です。

それから、あと、セクシュアルハラスメント等の対策ということも取り組んではおるのですけれども、先ほど御報告させていただいたように、同性同士のそういった性加害ということに関しての対策ということが、あまり我々のほうでも取れていなかったというところも課題として考えております。

- **柏原すぐる委員** 続けて確認しますが、人員や管理体制の見直しという観点ですけれども、このときもアルバイトの採用対策という観点が挙げられておりました。具体的には臨時的なアルバイト雇用のためのストック体制の確立とか、あと、複数の係長による面接の実施、採用方法や基準の明確化というところがありますが、先ほど人員としては不足しているということでしたけれども、なかなかストック体制というようなところまでは至らないという状況でしょうか。お願ひいたします。
- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** やはりこの平成17年の頃と大分今状況が変わってきているというところもございまして、なかなか福祉系の大学に進む方自体も減ってきてているという中で、この業務の重要性ということをちゃんと理解して入ってきていただくために、我々いろいろ対策を考えなくてはいけないというふうには考えてございます。
- **柏原すぐる委員** 承知しました。なかなか採用環境ということで苦労しているということで、改めて確認できました。雇用の際には誓約書の徵取を行っているということなのですが、今現状どのような内容かというのを教えていただけますか。
- **深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長** 誓約書の徵取につきましては、今現状では、会計年度任用職員にも地方公務員の職位であると、それに準ずるということの誓約書の提出にとどまっております。
- **柏原すぐる委員** そうすると、今回の該当する事案を起こした方も当然書いているということだけれども、ただ、いわゆる一般的なものだということで、この職種ゆえによりいっそう重視すべき価値観だとか、そういうものはないということでしょうか。

深海○ 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 現状では一般的なものにとどまっておりましたので、今後再発防止のところで新たな取組として検討してまいります。

- **柏原すぐる委員** もちろん誓約書そのものの実効性はどうかというのにはありますけれども、しっかりと自ら宣言するということで、ステップとして要望いたします。

最後にお伺いするのが、いわゆる組織マネジメントの観点でお伺いしたいのですけれども、先ほど配置人數の数字が出ておりましたが、今の一時保護所と児童相談所で、何人ぐらいの体制になっているのかというのを改めて、大きい数字で大丈夫なのですが。

- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** 一時保護所全体の職員数ということでよろしいでしょうか。

7年4月現在の職員数として、4所で449名職員がおります。

- **柏原すぐる委員** ありがとうございます。440といったらまあまあ大きい中小企業のイメージかなというふうに印象を受けておりますし、局長以下、もちろん責任を持って今回対策を進めていただけるということは当然なのですけれども、なかなかこの400人のマネジメントをしていくというのは並大抵なことではないのじゃないかなと思っております。

今回の対策を検討する上でも、児童部会の委員の皆さんには、どちらかというとそうしたおのの専門性は

お持ちなのですけれども、組織としてどうふうにかじ取りをしていくのかという観点も、今後、今、東部児相もできますし、組織が大きくなる中では、そうした観点での、組織としての継続性、あるいはコンプライアンスを徹底していくというような視点からの意見も、取り入れるような仕組みがあつたほうがいいのではないかなと思いますけれども、この点、もし局長、お考えがあれば教えていただけますでしょうか。

- 福嶋こども青少年局長 先ほどの資料の御説明の中でもあつたかもしれません、児童相談所の一時保護施設については、係長の体制を各所2名に配置するなどして、少しずつマネジメントの強化、あるいは職員から相談しやすい体制の強化等を図っております。

あわせて、一部のところについては課長級も配置してというような形で、できるだけ我々、この市役所にいる部門ももちろんそうですけれども、連携してということでありますけれども、現場を守っているのは当然現場の職員たちですので、その職員たちをいかにマネジメントしていくのか、やりがいを持って働いてもらえるのかといったところは、やはり現場の責任職がかじ取りをする必要があると思いますので、その辺については、しっかり数だけの話ではなくて、その辺の今後の体制といいましょうか、マネジメントについての体制についてもしっかり考えていただきたいと思います。

- 柏原すぐる委員 先ほど局長からもやりがいというお話がありましたけれども、本当にこの一時保護所で働くかれている方が、こうした事案を受けるとなかなか前向きにというふうにはなりづらいところでありますけれども、今回の事案を二度と起こさないという意識は当然必要ですけれども、しっかりとやりがいを持って、そしてこうした働く場を選んでもらえる若者が少しでも増えるように、横浜市としてはぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、最後にその気持ちを要望としてお伝えいたして質問といたします。

以上であります。

- 鈴木太郎委員 ありがとうございます。ちょうど議論を聞いていて、過去の私自身の苦い経験がよみがえってきてしまったので、一言だけお伝えをしたいと思うのですか、やっぱり福祉の現場で支援者による虐待というのは、絶対にあってはいけないことなのですけれども、そういうことが起きてしまったときに、その施設の管理者であり、また全体を統括する責任者からすると、本当にじくじたる思いだと思うですね。同じ体験を私も3年前にいたしました。私が理事長を務めている社会福祉法人が運営する障害者グループホームで、生活支援員による利用者の金銭の着服ということがありました。経済的虐待ですね。

本当に情けない思いでしたし、何でこんなことが起きるのだろうなという思いだったのですけれども、やっぱりそのときに、皆さんのような現場を管理される方々にとって大切にされるとよいだろうなと思うのは、被害に遭われた方をはじめ現在児童相談所にいる方々を必ず守るんだと、必ず守るんだという意思を至るところで訴えていくということがとても大事だと思うのですね。

私は今日の議論を伺っていて、局長の様々な答弁からも、その意思は感じられました。ただ、これはやっぱり1回切りで済むことではないと思いますし、これは社会に対して訴えることのみならず、現場で、児相の現場で一生懸命対応されている職員の方々に関しても、一緒に守っていくんだという意思をしっかりと伝えていくということが、これから periods とても大事になると思います。

そもそも、やっぱり福祉の仕事というのは、守らなければいけない人たちを守ることですから、現場の人たちもそういう思いを持って携わっているはずなので、そういう心持ち、基本的なこういう、大変残念な不祥事に出くわした、そういう意味でしっかり持つていき、それを継続的に訴えていくということがとても大事だなと思います。

私自身も十分ではないなと思いながら、そしてまたいつ同じようなことが起きてしまうかもしれないという恐怖も抱えながら経営者を務めていますけれども、やっぱりその中で福祉に携わる人間としては、そういう思いをしっかりと持ち続けることが大事だと思うので、ちょっと気持ちが込み上げてきましたから、余計なことかもしれませんけれども、お伝えをさせていただきました。

- 大岩真善和委員長 ありがとうございます。

他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

まだ議題も残っておりますが、この際、昼食のため休憩をいたしたいと思います。

再開は1時55分再開とさせていただきたいと思います。お疲れさまでした。

休憩時刻 午後0時54分

(当 局 交 代)



再開時刻 午後1時55分

- 大岩真善和委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



◎ 横浜市子供を虐待から守る条例に基づく令和6年度実施状況報告について

- 大岩真善和委員長 次に、横浜市子供を虐待から守る条例に基づく令和6年度実施状況報告についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 福嶋こども青少年局長 それでは、横浜市子供を虐待から守る条例に基づき、令和6年度の取組の実施状況について御報告いたします。

お手元に令和6年度横浜市子供を虐待から守る条例に基づく実施状況報告書を配付しておりますが、報告書の概要をパワーポイントにまとめております。本日はパワーポイント資料のアンダーライン部分を中心に御説明させていただきます。

それでは、早速ですが、2ページを御覧ください。

令和6年度に実施しました事業等について、条文の内容に沿って御説明いたします。

なお、資料には報告書の掲載ページを記載しておりますので、御参照ください。

1、横浜市の体制についてです。

通告受理事務機関に専門的な知識及び技術を有する職員を配置し、区役所と児童相談所の連携強化及び人材育成等を行い、児童虐待に対する相談・対応、総合的な支援の充実を図りました。

(1) 区役所及び児童相談所の職員の適正配置ですが、令和6年度から、全ての妊娠婦、子育て世代、子供への包括的な相談支援の強化のため、3区の区こども家庭支援課にこども家庭センター機能を設置し、統括支援員を配置しました。

また、(2) 区役所と児童相談所の連携強化、人材育成のための研修を実施しました。

3ページを御覧ください。

2、市の責務についてです。

市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実、関係機関の取組支援や要保護児童対策地域協議会の活性化などに取り組みました。

(1) 子育て支援事業の充実ですが、生後4か月までの乳児のいる全ての御家庭に訪問し、情報提供等を行う、こんにちは赤ちゃん訪問事業で、子育て家庭の経済的負担の軽減のため子育て応援金の案内チラシを配付いたしました。

(2) 児童虐待の予防・早期発見ですが、母子保健コーディネーターによる妊娠届出時から産後4か月までの継続した支援や、妊娠等に悩む方々が電話やメール、SNSで気軽に相談できる窓口、にんしんSOSヨコハマなどに取り組みました。

4ページを御覧ください。

(3) 関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援ですが、横浜市児童虐待防止医療ネットワークで、虐待事例の連携をテーマにした事例検討等を実施するなどいたしました。

また、(4)要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化や、(5)精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備に取り組みました。

5ページを御観ください。

(6) 子供が一人の人間として尊重され、虐待から守られるための啓発及び相談先の情報提供ですが、子供自身が自分の気持ちを伝え、相談できるよう、子供本人向けの相談チラシを作成し関係機関に配付しました。

また、親子関係等の悩みの相談先の周知のため、かながわ子ども家庭110番相談LINEのカードを市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒に配付するなどしました。

6ページを御観ください。

(7) 配偶者に対する暴力への対応との連携強化に取り組みました。

(8) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施ですが、小・中学生等を対象にした赤ちゃんふれあい体験などの思春期健康教育等を実施しました。

また、重篤事例等検証委員会を開催し、令和4、5年度に発生した虐待による重篤事例等3例の検証を実施いたしました。

3、市民の責務及び関係機関等の責務についてです。

虐待を受けたと思われる子供を発見した場合の速やかな通告や、市民及び関係機関の責務として児童虐待防止に向けた取組が行われました。

横浜市子育てSOS連絡会構成機関の児童虐待防止に対する取組については、お手元の報告書にまとめて掲載しております。後ほど御覧いただければと思います。

7ページを御観ください。

4としまして、通告及び相談に係る対応等についてです。通告受理機関は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い、子供の安全確認を迅速に行うとともに、相談しやすい環境づくりに努めました。

児童虐待に係る通告・相談に対して通告受理機関が調査等の対応をした件数は、総数1万3421件で、内訳は、区役所4056件、児童相談所9365件でした。

また、よこはま子ども虐待ホットラインでの相談・通告の受付件数は3396件、かながわ子ども家庭110番相談LINEでの相談の受付件数は2239件でした。

8ページを御観ください。

5、情報の共有等についてです。

市及び関係機関は、それぞれが持つ情報を共有しながら、要保護児童対策地域協議会等で相互の連携・協力を図り、支援方法の確認や継続的な支援を行いました。

児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携協定に基づく、保有情報の提供・共有などに取り組みました。

6、虐待を受けた子供に対する保護及び支援等についてです。

関係機関と連携し、虐待を受けた子供に対する適切な保護、心身の安全を図るための支援を行いました。

児童家庭支援センターによる養育家庭の支援や、里親・ファミリーホームへの委託を行いました。

また、令和6年度から意見表明支援員が児童養護施設や里親等に訪問し、こどもが意見を表明する機会の確保を支援しました。

9ページになります。

7、虐待を行った保護者への支援、指導等についてです。

親子関係再構築のための支援や、問題を抱える家庭に対する支援を行い、児童虐待の発生・再発防止に努めました。

8、妊娠中の女性及び胎児の健康保持等についてです。

健やかな妊娠と出産のため、妊婦健康診査や歯科健康診査の受診勧奨、親になる準備のための教室等を実施し、妊娠中の支援を行いました。

妊婦健康診査費用補助券交付と5万円の上乗せ助成、妊婦歯科健康診査受診券交付による受診勧奨などを行いました。

10ページを御覧ください。

最後に、9、子供虐待防止の啓発についてですが、区、局、児童相談所で、児童虐待防止に関する啓発活動を実施しました。

予期しない妊娠に関する啓発動画やチラシを作成し、公共交通機関等を活用した広報啓発を実施しました。

また、こども虐待防止市民サポーター講座基礎編に加えて応用編を開催しました。

さらに、大人向け、子供向けにそれぞれ、子供に対するしつけと体罰に関するアンケートを実施するなどしました。

そのほか各取組の詳細はお手元の報告書に記載しております。

御報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 大岩真善和委員長 ありがとうございます。

報告が終わりましたので、質疑に入ります。

○ 古谷靖彦委員 ちょっと伺っていきます。

今の説明した文章ではない本編のほうの報告書の29ページです。

児童虐待がやっぱり増えている中で、児童家庭支援センターの役割も非常に大きくなっているんじゃないかなと感じています。その点から質問していくのですが、児童家庭支援センター、これで見ると、令和6年度で6万6036件ということで、対応が増え続けていると。この児童家庭支援センターの増え続ける中で体制が本当に大丈夫なのかということが気になるのですが、その点どういう認識なのか、まず伺います。

○ 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 児童家庭支援センターなのですけれども、基本的には施設長と、相談支援担当職員2名、それから心理療法等の担当職員1名ということで対応していただい

ています。そのほかに、この児童家庭支援センターで子育て短期支援事業、ショートステイやトワイライトステイも行っておりますので、そちらに携わる職員がほかにいるという状況です。

今相談が増えている中で、いろいろ厳しいというお声は法人様からも頂いております。

- 古谷靖彦委員 その後ろの話が欲しかったのですけれども、今体制はそうだと。で、1区1か所ずつの設置になっています。そうすると、恐らくですけれども、虐待の対応件数だって区ごとで相当違う、差があるはずです。1区1か所ということですから、相当その仕事量の差もあるけれども、要は多いところは本当に大変になっているんじゃないかなという認識を持っているのですけれども、もう一回お願ひします。
- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 児童家庭支援センターは国の制度に基づいて設置をしておりまして、相談件数の区分によって補助の金額が違うというところがあります。ただ、国のはうも最も高い件数区分で4400件という形になっているので、横浜市の場合、今それより多い区が幾つかあるということで、我々のはうも、国に対しても、もっと高い区分をつくっていただくようにということで、本市の独自要望でも訴えをしているところです。
- 古谷靖彦委員 まさにその話なのですよ。件数がやっぱり激増していて、ただ、運営費は相談件数で算出されるというところで、それだとやっぱり安定的にも運営ができないのじゃないかと思いますし、上限があるというのはどういうことなのかと思いますし、相談件数が増えれば増えるほど体制を整えなきゃならないですから、それを安定的に雇用できる保障をやるべきだと思いますが、局長、いかがですか。
- 福嶋こども青少年局長 本当に現場では御苦労が多いことと私もお聞きしております。一方で、先ほど来てお話をしている、なかなか国のはうでのものが追いついてきていないという状況もあります。なかなか市単独でそれを挙げていくというのが簡単ではありませんので、引き続きどういう形でというのはしっかりと検討していく必要がありますが、それぞれの区の児童家庭支援センターを支援できるようにしたいと思いますし、引き続き国のはうにもここは積極的に働きかけていきたいと思います。
- 古谷靖彦委員 ありがとうございます。今申し上げたようにですね、各区ごとでやっぱり相当対応の件数が違う。でも各区で1か所であるという方針だと思うのです。そうすると、多いところではそのサービスが十分でない状況に恐らくあるところもあるのじゃないかなと思うのです。各区1か所というのはそもそもどういう基準なのかなということがありますし、それは必要なところには必要な箇所数、箇所づけするべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。
- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 横浜での児童家庭支援センターは、平成13年から事業を開始し、18区に設置が完了したのが令和4年度という状況です。ようやく18区そろったという状況ですので、今後、実は昨年社会的養育推進計画の中でもお示しをしているのですけれども、区の状況を踏まえて、例えばサテライト型とかそういうことができるのかとか、そういったことも含めて検討はしてまいりたいと思っております。
- 古谷靖彦委員 ありがとうございます。児相がこのたび5か所目は増えますが、児相も足りない状況であるということと、あと、それから派生するというか、仕事がある児童家庭支援センターのはうも、このままではまだ私は不十分じゃないかなと思います。なので、本当に虐待を見逃さない、それと虐待をしっかりその後フォローしていく体制をつくるためには、こここの目配せがどうしても必要だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、同じく29ページのところで、一時保護所の話、先ほどもありましたが、保護所の話があります。

これ、よく見えないですけれども、この一時保護所の逼迫度合いというのはどうなっているのか伺います。

- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** 今、定員が193名でして、8月29日現在の入所が178名という形になっております。
- **古谷靖彦委員** 今のだと十分足りていますという感じで、年間の数字で言えばやっぱりオーバーしているという状況になるのでしょうか。
- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** 年間平均するとオーバーはしていない状況なのですけれども、どうしても退所の時期によって一時的に定員を超えてしまうという状況はございます。
- **古谷靖彦委員** それで一時保護所の、先ほどの議論とも若干重なるところがあるのですが、個室の状況というのは今どうなっているでしょうかと。個室が基本だと思いますが、お願いします。
- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** 学童に関しては、国の基準、それから条例でも個室が望ましいという形になっておるのですけれども、今新しく整備したところは個室を中心にできているのですけれども、今まで中央児童相談所であるとか、北部の児童相談所に関しては、学童に関して個室を中心という形にはなっていない状況です。ただ、今定員に近い状況で、いつも入所の状況がございますので、その状況を見ながら、今そうなっていない保護所に関しても、段階的に個室化を進めていきたいとは考えております。
- **古谷靖彦委員** 局長、この一時保護所の個室化の問題と、先ほどの議論であったような狭隘化の話、これも全部リンクしてくる話だと思うのです。早急に対応もしなければならないという議論も先ほどあったと思います。そう考えると、例えば中央児相についてどういうふうに対応していくのかというのを伺います。
- **福嶋こども青少年局長** なかなか狭隘化の問題というのは一朝一夕には解決しないところもありますて、これまでいろいろ、建物の外の部分を例えれば借り上げるとか、そういう形での対応ということも検討実施してきていている部分もありますし、あるいは居室の部分で言いますと、今部長からも答弁伺ってますが、基本個室化ということでありますが、お子様の状態によってはあえて複数部屋のほうがいいこともありますので、その辺は狭隘化の話だけではなくて、そういった児童の特性に合わせたですか、児童にとって過ごしやすい場所、職員にとっても児童の支援をしやすい環境というのを整える、両立していくためにはどうしたらいいんだろうということは、また現場の職員とも意見交換しながらしっかり考えていきたいと思います。
- **古谷靖彦委員** 児童の特性に合わせるというのは当然かと思いますが、ただ、やっぱり全然知らない場所に不安を持って入られるときに相部屋ですということが適切なのかというのは、そういう特性があるんだと言われればそうですけれども、両方特性同士が合うかどうかも分かりませんし、そういうふうに合わせるためにも、やっぱり一定の建物の余白がなければ様々そういう対応もできないと思うのです。ですから、その点はどういうふうに抜本的に中央児相については対応していくのかというのは、ぜひ速やかに検討いただきたいと思います。
- **井上さくら委員** 今一時保護所の定員と入所状況のお話があったので、そこからお聞きしようと思うのですけれども、年間押しなべて4か所クリアしているというか、定員よりも下回っているというお話だったけれども、時々はオーバーするんだよというお答えでした。

ただ、頂いた資料では、今、結局男子女子別々だし、それからまだ学童になっていない幼児さんのお部屋というのも、これは固定して別ですよね。そうすると、学童男子のブロック、学童女子のブロック、それで

幼児のブロックって、これはもう箱というか、場所として固定して運用している中で、明らかに傾向としてオーバーしているブロックというのはあると思うのですけれども、その辺も含めて状況を御説明お願いします。

- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 実はというか、ここ最近は幼児は少なく、一時保護のブロック別でいうと、幼児は少なくなっていますが、学童の男子が非常に多いという状況が続いています。どうしても学童の男子ブロックで受け止め切れない場合は、例えば面接の部屋とかに暫定的に入ってもらったりとか、そういったようなこともしているという状況です。
- 井上さくら委員 今年の8月末時点での頂いた資料では、4か所の一時保護所がありますけれども、学童男子では全部4か所とも定員を超えているのですね。というふうに頂いています。だから、合計でいうと定員幾つのところに、今この8月末でもいいのですが、入所何人になっているという、学童男子では。
- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 学童男子の8月29日時点の数字になります。4所72名の定員のところ、入所は91名となっております。
- 井上さくら委員 これはかなりやっぱり超過している状態だと思います。私も拝見させてもらったとき、そもそも大部屋というか、4人部屋さんのところでも入り切らなくて、ベッドを追加して入ってもらっていたりとか、ただできななか例えあつたように全然知らないところで知らない人とというのも大変な状況の中で、さらに定員も超えている状況だとすると、これは本当に早急に対応が必要だと思うのですが、だからそれは中央児相だけじゃないわけですよね。そうすると、この辺は今後の対応はどういうふうに。
- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 今整備している、鶴見のほうに整備している東部児童相談所なのですけれども、こちらのほうは幼児定員を設げずに学童だけの定員で考えております。そういった状況も踏まえながら、定員構成全体としても見直しをしていきたいと考えております。
- 井上さくら委員 東部で、今単純に、もちろん断面でというか、その時々によってオーバーしている状況の違いはあるでしょうけれども、単純に今の話だと20人ぐらいオーバーしているわけですよね、8月末で。東部で新しくできるのは学童男子で10名だから、そこもでも、新しく東部ができても吸収しきれないという状況がありますよね。

そうなると、やっぱり一時保護所そのものを、先ほどの執務の状況も踏まえて、やっぱり施設の次の、今東部を造っているところだから先走るわけじゃないですけれども、そういう次のことも、児童相談所一時保護所の拡大というのは考えなきやいけないのじゃないかと思いますけれども、局長、どうでしょうか。

- 福嶋こども青少年局長 時期によりますが、井上委員が今おっしゃったとおり、定員超過が起きている状況があります。東部ができるとはいえ、それで十分吸収し切れるかどうかというと、確かに課題がありますので、今ある一時保護所を最大限運用を工夫しながら活用するとともに、今後の虐待の動向だとか、あるいは子供の数ですか、そういったことも総合的に考えながら児相、特に一時保護所の今後の在り方についてはしっかりと我々としても検討していく必要があるかなという認識はあります。
- 井上さくら委員 それはぜひ、今後、今多分、中期計画をこれから詰めていくというときだとも思いますので、ぜひそういうころにきちんと反映されるようにしていただきたいと思います。

それと、ここの29ページのあたりのところで、これはパワポでさっき説明していただいた資料のほうだと、最初の2ページのところが区役所及び児童相談所の職員の適正配置ということになっているのですね。職員の適正配置と書いてあって、ここのパワポの説明では、こども家庭支援課にこども家庭センター機能を設置

したとか、これ、新たにやったことはやったことで書いていただいているんだけれども、やはり、こうした実施状況の報告書ですから、足りていない場合のこともどこかにちゃんと記載していただいたほうがいいんじゃないかなと思うのですよ。

本編を見ても、一時保護所についての条例で人数の配置基準を設けたわけだし、それから児相の国の基準というのもありますね。それらが現状足りていないというのが本編の中ではどこか書かれていますでしょうか。

- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 児童相談所の法定数に比べてという表記はさせていただいているのですけれども、本編の2ページのところで、これは6年度の報告なので6年4月現在の職員数ということで載せさせていただいております。
- 井上さくら委員 職員数ということでは書いてあるんだけれども、やはりネガティブ情報と言ったら変ですが、現実だから、しかしそういうことも含めて明らかにすることで、課題も、これは議会への報告であり、イコール市民への報告なので、きちんと課題も開示しながら、それをどうやって解決していくかということを示すためにも、ここに何人いますよだけではなく、現場、国の配置基準に足りていないところも記載したほうがいいんじゃないかなと思います。

これは令和6年度の報告書なんだけれども、そうすると、令和6年度においては国の法定配置基準に関しては幾つあって、配置数は幾つで、何人足りないのでしょうか。

- 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 令和6年度、児童福祉士に関してなのですかとも……。児童福祉士に関してでよろしいのでしょうか。
- 井上さくら委員 国の法定基準があるのが児童福祉士と児童心理司さん、両方あるのですよね。

秋野○ 秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 両方で。はい。児童福祉士に関しては、法定基準が266のところ配置数が244ということで、22人不足していたという状況になります。児童心理司に関してなのですかとも、法定必要数が131で配置数が88ということで、50人足りないということになっております。

- 井上さくら委員 法廷の配置基準ですから、それに福祉士さんが22人、心理士さんで50人、合わせて72人足りないというのはとても大きいことだと思うのです。一方で、先ほど来るように、相談件数、対応件数、非常に増えてしまっている状況の中で、必要数が足りていないということは、先ほど一時保護所の基準を達していないというお話もありましたけれども、同じ話をしてもしようがないのだけれども、やっぱりここを非常に大きく拡大、欠員、足りていないことに関して、局長、考え方、今後について伺います。
- 福嶋こども青少年局長 本当に足りていない状況は、今御答弁さしあげたとおりです。そういう意味では各現場の職員たちに負担をかけていますし、一人一人の職員が本当にそこは頑張ってくれているというふうに私としても理解しています。

一方で、市職員としての採用が難しいというのは、これまでの常任委員会でも答弁さしあげていたところで、毎年度増員はしていますが、その法定の必要数には至っていないというのが現状でございます。そういう意味では、一時保護所の職員の体制のときにもお話ししたとおり、我々としても、いろいろリクルート活動もそうですし、人事委員会ですか人事部局、部門とも連携して、あらゆる方法で職員の確保策、人材確保に向けて引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思います。

- 井上さくら委員 ぜひそれは、様々な採用の方法もあるでしょうし、それからいろんな場面で言っています

すけれども、ちゃんと待遇改善すべきだと思います。特に児童福祉士さんとか心理士さん、そういう専門職の方は今もプラスされている部分はあるんだと思いますけれども、その加算の部分をより大きくするというような方法でとか、教育委員会のところでも言ったんだけれども、今奨学金で困っている学生さんたちもいらっしゃるわけで、例えばその奨学金の肩代わりを横浜市として行うことで、働いてもらうことでその分は市が見ますよという形でもいいと思うのですよ。経済的に厳しい子供たちに、より同じ気持ちを持って接することができるかもしれないし、そういう面も考えてはどうかと思うのですけれども、どうでしょう。

- 福嶋こども青少年局長 今いただいた御指摘・御意見も参考にさせていただいて、あらゆる方法を考えていきたいと思います。

- 井上さくら委員 はい、お願ひします。

あともう一つだけ、この報告の中で、3ページで、ここにちは赤ちゃん訪問事業のことがありまして、これは大変有意義な事業だと思っています、ずっと長く続いている。現状、地域で民生委員さんとか当たっていただいていると思うのですが、そういう方から、今やっぱり様々な国籍、外国籍につながる方への相談とか、そのときの対応のことなんかについて、ぜひサポートが欲しいという声を頂いております。

それで、最初のところですから初めて言葉が分からない場合もあるわけで、それらに対してどのような、言語の多国籍化であるとか、対応のいろんな、習慣の違いとかもあると思うので、その辺はどのように今支援していただいているのでしょうか。

- 柴山子供福祉保健部担当部長 御質問いただきました、ここにちは赤ちゃん訪問に当たりましては、外国版を6か国語、英語等作成をいたしまして、そちらのほうを訪問の際にお持ちして、この訪問がどのような訪問なのかということを先方に分かるような形で御案内をさせていただいております。

- 井上さくら委員 これは、ちゃんと最初の段階で、訪問する側の民生委員さんたちとかに、そういった行われる方の情報とかが行く前に共有されていますでしょうか。

- 柴山子供福祉保健部担当部長 そのほか一応お伝えしている主な内容としましては、御氏名でございますとか、お子さんの名前、生年月日とか、あとは国籍に関しましてもお伝えをさせていただいております。

- 井上さくら委員 ぜひこの言葉の問題、事前にある程度研修というか、そういったこともこれから必要になってくると思います。地域でどうしても孤立感だととか抱えたりとかすることがないように、そこはこれから非常に外国籍につながる、かつ子育て世帯というのが増えているところなので、対応を強化していくだいたいと思います。

- 藤崎浩太郎委員 1点、1か所です。パワーポイント資料の8ページ、6番の10条関係の一番下の、令和6年度から意見表明支援員がというところについて伺いたいと思います。一応事前に資料も頂いたりしているのですが、面談実施数が95人ということで、言える範囲で構いませんので、どんな相談事項が出てきているのかなということを教えてください。

- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 昨年の10月からこの事業を始めたところなのですが、我々もどんなお話が出てくるかと思っていたのですが、具体的には施設の方が非常によくしてくれるであるとか、施設の御飯がおいしいであるとか、そういったことを、ふだん直接は言えないのだけれどもというようなことで、お子さんがお話ししているというような状況がございます。

- 藤崎浩太郎委員 ありがとうございます。なかなか年齢にもよるでしょうけれども、恥ずかしくて言えないとか、そういうことを代わりに言ってもらえるというのは、非常にいい意味での意見表明権、狙っていた

効果とはまた別のところだったんじゃないかなと思いますが、子供の思いがそういういろんな支援をする皆さんに届いていくというのはいいことだなと思います。

一方では、委託先のYMC Aの資料、報告書を拝見すると、被措置児童の虐待疑い事案が1件あったということが書かれています。被措置児童の虐待の疑いなので、結構重い話かなと思うのですが、これは具体的にどういうふうに、95件の中から出てきたということなんだろうから、ここに書かれていると思うのですけれども、そういうふうにこれが話されて、開示されて、どういうふうに対応されたのか、言える範囲で教えていただければと思います。

- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 意見表明支援員さんが聞き取られた中で、もしかしたらということでこちらにお届けがあったのですけれども、我々のほうで、通常の被措置児童虐待等の疑いのときにさせていただいているのですが、直接お子さんにヒアリングをさせていただいております。その中では、具体的には虐待ではないということで判断をさせていただいております。
- 藤崎浩太郎委員 ありがとうございます。今回、事前にもちょっと伺ったところでは、95件相談はあるものの、年齢とかそういうものは特段昨年度においては分類をしていないということと、令和7年度においては分類ができるようにしているということと伺っています。

先ほどの盗撮の話でも少し申し上げたのですけれども、子供たちが、いい話を言ってくれるのもいいのですけれども、困っていることとか嫌な思いをしたことをどれだけ言えるかというところは非常にセンシティブな部分ですよね。紙芝居みたいなものを用意して、秘密は守りますよみたいなことをやってくださったりとか、それでできるだけ安心して相談してもらえるようにということをやっていらっしゃるということなのですけれども、やっぱりそこも年齢によって出てくる相談内容とか、逆に年齢が低ければそういった難しい虐待とか、嫌な思いをしているとか、そういう話が出てきづらいとか、そういうことをしっかりと分析したりとか、あとは先ほど申し上げたように、子供たちがこの制度をよく理解するとともに、どういうことを相談していいのかとかをちゃんと伝えてあげないと、里親さんとか、養護施設さんとか、いろんなところで一生懸命、皆さんとか、里親さんとか一生懸命やってくださっている方がほとんどで、そういう人たちを疑いなさいよというようなことをやりづらいというところもあるとは思うのですが、そういうことをみんなにやっているのですよということで、子供たちに対しても、里親さんや支援してくださる皆さんに理解を求めながら、ともに子供たちがちゃんと守られるようにしていくということだと思っています。

そういう意味で改めて、先ほども同じような話をしているのですけれども、ここの分野においても、子供たちがしっかりと自分が何を相談していいのか、何が問題なのかとか、そういうものを共に理解し合えるようなことを取り組む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 御質問ありがとうございます。我々も、今年度には年2回アドボケイトの方が施設や里親さんを訪問させていただくということで実施することにしています。それと、やはりどうしても初めて来た方にはなかなか話しづらいというところもありますので、なるべく同じ方が行けるようにというような調整もしております。それと、昨年は紙芝居という形だったのですけれども、今年度、今動画を作成しておりまして、お子さんにもより分かりやすい形で、話しくいことも話せるようにというような工夫をしていきたいと考えております。
- 藤崎浩太郎委員 ありがとうございます。恐らく確認で、本当に非常に重要取組を始めたところで、これから改善されていくというところだと思いますので、しっかりやっていただきたいということが一つと、確

認なのですが、95件のうち、児童への対応が未確認というものが24件あるということですね。児童への対応が確認されているものとか、児相に報告しているものとか、数字が出ているのですけれども、児童への対応が未確認が3月末で24件あったということで、それぞれ返事待ちとか、そういうステータスだということだと思うのですが、24件はその後ちゃんと対応が確認が取れていっているのか、やっぱり未確認というのはできるだけ減らして、ほかの案件を見ると、結構1か月以内ぐらいには対応されているのが多いなと感じるので、速やかな対応ができるようにしていただきたいなと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 ありがとうございます。この集計をした時点ではその24件が確認できていないというものでしたが、その後きちんと確認はいたしました。
- 藤崎浩太郎委員 ありがとうございます。以上でいいです。
- 柏原すぐる委員 私のほうから、まず3ページ目の（2）の下線のある、にんしんSOSヨコハマについてお伺いします。報告書のほうでは9ページに数字が出ております。
質問というのが、2023年度の虐待による子供の死亡状況という、報道等もありましたけれども、心中を除くと48人いて、その7割がゼロ歳児ということで、局のほうでは把握されていると思いますけれども、やっぱりこのにんしんSOSヨコハマというのはどういった支援というか助けになっているのかという観点で、6年度は672ということで、コロナを挟みながらですが、一応数字としては、実績としては増えているというところですが、どのような、細かい相談まで聞くつもりはないのですけれども、例えば10代の方なんかの相談があるのかとか、今の状況についてお伺いいたします。
- 柴山子供福祉保健部担当部長 にんしんSOSヨコハマにつきましては、妊娠中の悩みでございますが、予期せぬ妊娠でございますとか、あと妊娠を継続するかどうかとかそういったところ、あと、経済的不安とかそういったところも、出産後の不安もございますが、昨年度からLINEに関する相談も始めましたので、そういったところでやはり若年層が比較的相談をする機会が増えてきたのではないかと私どもでは認識しております。
- 柏原すぐる委員 相談があった後のてんまつといったらあれですけれども、どのような答申、何か別の機関につなぐとか、この相談である程度解決するという形なのか、その辺りちょっと教えてもらえますか。
- 柴山子供福祉保健部担当部長 単純な相談でしたらやり取りの中で不安は解消されたというようなところもございますでしょうし、あとは、やはり専門機関、区役所等を含めたそういった機関に引き継ぐという形も、聞き手の中で、一応匿名でも相談ができますので、そういった中で、例えばお住いの区を聞き出したりとか、そういったところを専門の相談員が行っていますので、そういった形の中で、例えば区役所とか、あとは医療機関につなぐとか、そういった取組をさせていただいております。
- 柏原すぐる委員 ありがとうございます。6年度672件で、多い少ないといろんな評価はあると思いますが、この1件が命を救うこともある取組だと思っていますので、引き続き取組継続をしていただきたいと思います。

続きまして、ページとしましては、職員の体制に関連しますので、報告書ですと2ページに、児童相談所の組織構成ということで、いろんな資格者の人数なんかも記載がございます。これは2月の定例会にも、ちょうど6年度の虐待の報告の際に触れたのですけれども、特にこの児童福祉士の離職が、特に定年退職ではない形の離職が多いということで、なかなか採用ができても人材がしっかりと確保した状況が続かないというのが全国的な問題ということで、特に先ほども盗撮事案で組織をどうするかと一時保護所の話もありま

したが、こうした離職防止も含めて、長く働き続けてもらうための取組を双方仕組み化しているのかとか、少し具体的なものを、状況を教えてもらいたいと思います。

- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 児童福祉士の離職防止といいますか、やはり非常にストレスの多い負担感を感じる職場でございますので、各所の心のケア係及びドクター、医師が協働しまして、児童福祉士が何か困ったときに相談を受けられるといった仕組みを各所で取り組んでいるところでございます。
- 柏原すぐる委員 ありがとうございます。例えば民間企業でもそうですけれども、労働時間が一定超過すれば、当然セーフティーネットとしてありますよというはあるかと思うのですが、もっとそこに至らない段階での、ここでずっと働くというようなものにつながるような取組というのがないでしょうか。
- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 児童相談所の中で、中央児童相談所の例になりますけれども、中央児童相談所では、一部の会議室を昼休み期間、憩いの場というような形で開放していくまして、そこで昼食を取りながら他の職員と交流を深めたりとかいう形の体制を取っております。
- 柏原すぐる委員 どうしても我々、子供たちへの虐待を減らすというところに、当然目的なので主眼を置くのですが、働く皆さんからしたら毎日過ごす職場であるので、心理的安全性なんかも考慮しながらという御答弁がありましたけれども、本当に働きやすいというか、職種上の難しさはあると思いますけれども、それは本当に最大限進めていきたいと思いまして、改めて要望としてさせていただきます。
私のほうは以上です。
- 福島直子委員 私も9ページのにんしんSOSヨコハマにつきまして、少しこれからのことについて確認をさせていただきたいのですけれども、経口避妊薬というのが承認をされまして、今まで医師の処方箋が必要でしたけれども、今後は薬局で年齢に関わらず購入することができるようになるわけなのですが、特に青少年の問題が大きいかと思いますけれども、そうした対応、にんしんSOSヨコハマにもそういう相談が従来もあるかと思うのですけれども、今後こうした薬事的な対応の変化に伴って、こども青少年局としては現段階で、来年の春ぐらいから正式にスタートするんじゃないかと聞いておりますけれども、それに向けて何か準備されていることとか、懸念事項とか、そういうことがあつたら確認をさせていただきたいと思って質問しました。いかがでしょうか。
- 柴山子供福祉保健部担当部長 御質問ありがとうございます。残念ながら具体的な検討までは至っておりませんが、市の要対協代表者会議のほうに薬剤師会の代表の方も入っていただきまして、まさに委員御指摘のとおり、そういう仕組みが始まりますので、そういうところがございますので、具体的な検討をこれからもまた開始させていただければという形で考えております。
- 福島直子委員 これからということありますが、一応薬屋さんに行って、カウンターで下さいって言って買うというのではなくて、そこで薬剤師さんと面談をして、薬剤師さんの前で服用するというのが基本だというふうに聞いていますので、薬剤師会の代表の方が入っているということを伺いますと、ぜひその対応の仕方とか、それに付随するいろいろな課題を持っている場合もあるのかなというふうにも想像しますので、こうした方が、このにんしんSOSヨコハマなり、また相談窓口につながっていって、しっかりとその後も心配のないような状態になってほしいと思うので、総合的な対応を、ぜひ重層的に行っていただけたらというふうに要望したいと思いますけれども、いかがでしょうか。
- 柴山子供福祉保健部担当部長 御指摘ありがとうございます。まさに薬局だけで解決する問題でもござい

ませんし、やはり区の窓口が中心となって総合的に支援に当たっていくべきだと思いますので、そのような体制をつくるべくこれから検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

- **福島直子委員** ぜひ、こういうすごく、今まで日本においては非常にタブー視されてきたような傾向もあって、議論もまだまだ出てくるのかなと思うのですけれども、ぜひ御関係の職員の皆様には深い理解をいただいて、何のためにこういう体制を取るのかということも全体でしっかりと理解を深めていきたいなど、私たちも今まで運動してきた方々の思いとか必要性というものを正しく理解をして、必要な方にきちんと対応ができるようにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。
- **大岩真善和委員長** それでは、他に御発言もないようですので、本件については、この程度にとどめます。



◎ 寄附受納について

- **大岩真善和委員長** 次に、寄附受納についてを議題に供します。
当局の報告を求めます。
- **福嶋こども青少年局長** それでは寄附受納について御報告いたします。お手元の資料を御覧ください。
子供の貧困対策に対し、2件の御寄附を頂いております。
1件目ですが、寄附者は、横浜市中区の鈴江コーポレーション株式会社様です。寄附金額は、現金200万円です。令和7年6月30日に受納しております。
2件目ですが、寄附者については、匿名でのお申し出をいただいております。寄附金額は、現金100万円です。令和7年8月27日に受納しております。
今回の寄附金は、子供の貧困対策の推進に活用させていただきます。
御報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。
- **大岩真善和委員長** ありがとうございます。
報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(発言する者なし)

- **大岩真善和委員長** 特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



◎ 保育・教育施設における給付費及び補助金の不正受給について

- **大岩真善和委員長** その他で委員の方から何かございますか。
井上委員。議題外の発言となりますので、御発言は妨げませんが、ぜひ簡潔にお願いいたします。
- **井上さくら委員** 分かりました。
ちょうど先週末金曜日の記者発表があった案件で、保育・教育施設における給付費及び補助金の不正受給ということで、法人の所在地が鶴見区なので、地元の法人であるということもあるのですが、非常に多くの子供関係の施設を展開している社団法人、K I D グループといいますが、そこの巨額の不正受給ということが明らかになったということだったので、幾つか確認させてもらいたいと思うのです。
概要を御説明いただけませんでしょうか。
- **渡辺保育・教育部長** 概要になりますけれども、給付費とか補助金につきまして実態と異なる内容で申請し、不正な需給をしていたことが判明したというものでございます。認可保育所と小規模保育費の給付費としては約2億7000万円、保育士の宿舎借り上げ支援事業につきましては4200万円ということで、合わせて3

億1500万円程度の補助の不正があったというものでございます。

○ 井上さくら委員 併せて3億1500万ということで、これほどの額の不正受給というのは過去あったのでしょうか。

○ 渡辺保育・教育部長 この額としては、本市としては初めてになります。

○ 井上さくら委員 そうすると、これほどの額の不正受給がなぜできてしまったのかというふうに、どうしても思うわけですね。それで発覚した経緯、それとこれまで見つけられなかつたのはなぜなのかというところを伺います。

○ 渡辺保育・教育部長 昨年に保育士の宿舎借上事業で不正がありました、その不正を受けまして、昨年夏に抜き打ちの調査を100件ほど事業者に対して行っております。この中で、この法人につきまして、本来保育士さんに負担がないというような申請があったのですけれども、実際には負担があったということが分かりました。それを調査する中で、他の企業主導型保育事業、または川崎の認可保育所の職員の者が入っているということが分かりましたので、それについて川崎市と企業主導型保育事業を運営している児童育成協会と共同で立ち入り調査を行つたというものです。その結果、書類の改ざん等が見つかったというような内容でございます。

書類につきましては、二重に書類を用意するなど、不正が分からぬよう形で書類を作成したということがありましたので、定期監査等では見抜けなかつたというものです。

○ 井上さくら委員 抜き打ちでやつたから分かつたケースだということなんだけれども、今あつたように、定期監査は毎年行われているわけですね。それで記者発表資料によると、確定した不正受給は令和元年度から始めていたというか、確定したものとしては令和元年度から6年度までの6年間分で、先ほどの3億幾らということなんだけれども、そうすると毎年、ほぼ毎年定期監査というのはやつてゐるわけじゃないですか。それは毎年やついてても6年間見抜けなかつたのか、そういうものなのか。そうすると、今後再発防止というか、それも含めてどのようにしていく考え方伺います。

○ 白井総務部長 毎年の監査でなかなか見抜けなかつたという点についてなのですけれども、先ほど渡辺部長のほうからも御答弁差し上げたとおり、今回のケースについては、いろいろな書類をつじつまが合うような形で巧妙に書類の改ざんがされていたというところがありまして、なかなか見抜けなかつたというような状況がございます。

そこまで悪意を持って改ざんされると見抜くことも難しいというような側面はあるのですけれども、私どもとしましては、今回のこういったこともあるというようなことを経験としまして、今後についても子細に書類の点検をしてまいると、監査についても入念に実施してまいりたいふうにしていきたいと考えております。

○ 渡辺保育・教育部長 あわせてになりますけれども、一般の給付費につきましては、年間70件から80件ぐらい一般指導監査での疑義を受けまして調査を行つてあるところでございます。それに合わせて抜き打ちでの調査等も実施しておりますので、引き続き調査については実施していきたいと考えてございます。

○ 井上さくら委員 一つは文書を、書類を子細に入念にといつても、非常に計画的にというか、意図して二重帳簿みたいにしていれば、帳簿も二重になっていたのかはともかく、2つ明確にある意味偽造してつくつていたわけでしょう。そうすると、彼らこちらが子細に入念にやっても分からぬといふことがあるんだと思います。ほとんどの保育とかの法人さんはもちろんちゃんとやってくださつてゐるわけだから、ただし、

やはりこういうことがあると、市民からしても、それはやっぱり貴重な税金がということになるわけだから、子供の施策は大事だからこそ、ちゃんと税金が、巨額の税金ですよ、全体としたって。それが使われていく事業だからこそ、きちんとそれは把握できますよと、仕組みとして必要だと思うのです。

そうすると、先ほどあった一つは抜き打ち検査を、これはなかなか大変かもしれないけれども、先ほど100件やってこの1件が見つかったというお話をしたけれども、この抜き打ち検査、対象を考えると、どちらくらい対象があるということですか。

- 渡辺保育・教育部長 まず、100件行ったのは保育士の宿舎借上事業になりますと、宿舎借上事業でいくと、400事業者ほどが申請しているという形になります。

給付費になると、いわゆる認可保育所とか地域型保育、幼保連携型認定こども園、あと、場合によつては幼稚園の給付というところもあるので、それを考えると1400ほど施設があるという形になります。

- 井上さくら委員 そうすると抜き打ちは大変かもしれないのですけれども、その拡大と、もう一つは、先ほどこの事業者の場合は企業型保育があって、そこと本来ダブルカウントというか、1人の人を両方に登録をして補助金をもらうという形をやっていたと聞いています。

企業型保育のほうは横浜市は所管じゃないから、そこはちょっと盲点というか隙間になってしまったのかなという気もするのですが、ここはやっぱり企業型保育のほうの、本当は質の問題もあると思うので、それらに対する対応はどのように考えたのでしょうか。

- 渡辺保育・教育部長 まず、抜き打ち検査の数については、私どもとしてもできる限り増やしていきたいと考えてございます。

企業主導型保育事業につきましては、先ほども委員のほうからもありましたとおり、児童育成協会のほうがいわゆる補助とか指導を持っているというところがありますので、今回の件を踏まえまして、児童育成協会とも情報を共有しながら、少し事業所の状況については一緒に共有しながら、場合によっては監査等を行っていきたいと考えてございます。

- 井上さくら委員 そこは本来の法律における管理権限があるわけじゃない部分だとは思うのですけれども、そこがもし突合できていれば、少なくともそこをまたいだ形の不正はしづらくなるわけですよね。それらはやっぱり仕組みの問題ということもあるかと思いますけれども、進めるべきだと思います。

それともう一つは、会計上こういう言わば悪質なことをやっていたのだとすると、保育の質の面ですね。本来はそこにいない管理者をいるものとして不正受給もしていたということだから、保育の質の面はどうだったんだろうかと思います。その点はどうなんでしょうか。

- 渡辺保育・教育部長 まず、保育士の配置等々の面で見ますと、重複していた保育士等を抜いた状態でも、ほぼ全ての時間、一部15分ほど=イチセツ=ありましたけれども、市の基準以上の保育者は配置されているというのは確認しております。また、この5園つきましては、特に保護者、また利用児童のほうからも不適切な保育はないというところもありますので、私どもとしても9月の上旬に実地で立ち入りして、配置とか質のほうは確認していますけれども、引き続き継続して確認はしていきたいと考えてございます。

- 井上さくら委員 そこは丁寧に、今まででは出てこなかつたけれども、心配だった面とか、ちゃんと手が足りていたのかとか、それは働いていた方たちは罪はないわけですから、保育士さんのほうのケアの問題と、子供や保護者さんのほうのケアも続けてもらいたいとと思います。

実際に、ここが法人というか、この園自体は存続して保育を続けることになるのでしょうか。

- 渡辺保育・教育部長 8月29日に改善勧告を出させていただいているけれども、その中では、いわゆる業務管理とか組織体制の構築を指示しておるところでございます。

このやり方はいろいろ法人によって違うと思いますけれども、例えば去年不正受給があったところでは、そういう指導していた方たちが全員辞任して新しい体制でしっかりととした会計管理をやるというようなこともやっておりますので、その状況を見ながら、私どもとしても保育園ができるだけ残るような形で指導はしてきたいと考えてございます。

- 井上さくら委員 そこはやはり経営陣はこれはもう明らかに悪意を持って、公金横領というか搾取というかさえなりかねない、意図してやっているということはそういうことですから、そうするとそこの部分はちゃんと変わってもらわなきゃならない。ただ、現場の保育だとかに関しては、働いている方たちと一緒にきちんと、質の面も含めて確保いただきたいと思います。

ごめんなさい、もう一個だけ、さっきの会計の話で、3億で確定したのは令和元年度からの6年分、令和元年から6年。ただ、その前はやっていなかったのかどうかというのは分かるのでしょうか。

- 渡辺保育・教育部長 私ども、書類が残っているのは過去5年分というところで、そこの部分について突合させていただいたというところでございます。それ以前のものについては、正直言うと分からぬといふ状況でございます。

- 井上さくら委員 結局だから書類保管の年限が5年分で、調査に入ったのが令和5年度だったから、令和元年度分からはチェックができたので不正が分かったと。その前に関しては分からぬといふことになっちゃうわけですね。

- 渡辺保育・教育部長 横浜市として確たる証拠がないという状況でございます。

- 井上さくら委員 ごめんなさい、横浜市として確たるということは、別の方法が何かある。捜査本部とか、警察とか。

- 渡辺保育・教育部長 そういう本部があるというわけではございません。横浜市として調べられるのは5年間ということでございます。

- 井上さくら委員 ということは、申し訳ないけれども、その前も疑ってしまいます。分からぬといふだけだから。だから先ほどの定期監査で見抜けないとなると、やはり見逃してしまうということが起きかねないので、そこはぜひ書類の保存期間でもって逃げ得ということは許されないので、再発防止はしっかりといただきたいと思います。お願いします。

- 大岩真善和委員長 金額的にも大きな金額のものですので、今調査中ということの部分もあると思いますが、引き続き委員会のほうにもしっかりと報告をいただきたいと思います。

では、他に御発言がないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で、こども青少年局関係の審査は終了いたしました。



◎ 調査案件

- 大岩真善和委員長 次に、閉会中調査案件についてお諮りいたします。

- 1、子供青少年施策の推進等について。
- 2、教育関係施策の推進等について。

以上2件を一括議題に供します。

お諮りいたします。本件については、いずれも閉会中継続審査にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 大岩真善和委員長 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

以上で本日の審査は全て終了いたしましたので、請願審査報告書等を議長宛てに提出いたします。



◎ 閉会宣言

- 大岩真善和委員長 本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 午後3時03分

速報版